

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2021年3月10日
【計算期間】	第20期 （自 2019年12月11日 至 2020年12月10日）
【ファンド名】	PRU海外債券マーケット・パフォーマー
【発行者名】	P G I Mジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 國澤 太作
【本店の所在の場所】	東京都千代田区永田町二丁目13番10号 プルデンシャルタワー
【事務連絡者氏名】	長坂 裕美
【連絡場所】	東京都千代田区永田町二丁目13番10号 プルデンシャルタワー
【電話番号】	03-6832-7150
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

PRU海外債券マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて日本を除く世界の主要国の公社債を中心に投資を行い、FTSE世界国債インデックス（除く日本）※の動きに追随する投資成果を目標として運用を行います。

②信託金の限度額

委託会社は、受託銀行と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加することができます。また、委託会社は、受託銀行と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

③基本的性格

当ファンドは追加型投信／海外／債券に属します。

当ファンドが該当する商品分類および属性区分を網掛け表示しています。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
	内外	不動産投信
追加型投信	内外	その他資産
		資産複合

<商品分類表（上記網掛け表示部分）の定義>

[単位型・追加型の区分]

追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

[投資対象地域による区分]

海外…目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

[投資対象資産（収益の源泉）による区分]

債券…目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産 (組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を除く)	ファミリーファンド	あり
	年2回			
	年4回	日本		
		北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年6回（隔月）	欧州	ファンド・オブ・ファンズ	なし
	年12回（毎月）	アジア		
	日々	オセアニア		
	その他	中南米		
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))		アフリカ		
		中近東（中東）		
資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

＜属性区分表（上記網掛け表示部分）の定義＞

[投資対象資産による属性区分]

その他資産（投資信託証券（債券 一般））

…目論見書または投資信託約款において、投資信託証券を通じて、主として債券に投資する旨の記載があるものをいいます。当ファンドはマザーファンド受益証券（投資信託証券）への投資を通じて、実質的に債券 一般（公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。）へ投資しております。このため、商品分類表の投資対象資産（収益の源泉）は債券に、属性区分表の投資対象資産は「その他資産（投資信託証券（債券 社債））」に分類されます。

[決算頻度による属性区分]

年1回…目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

[投資対象地域による属性区分]

グローバル（日本を除く）

…目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除く世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

[投資形態による属性区分]

ファミリーファンド

…目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

〔為替ヘッジによる属性区分〕

なし…目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

前記の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づき記載しております。

前記以外の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のインターネットホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

④ファンドの特色

- マザーファンド受益証券への投資を通じて、日本を除く世界の主要国の公社債を中心に投資を行います。
- FTSE世界国債インデックス（除く日本）の動きに追随する投資成果を目標として運用を行います。
- 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 当ファンドの信託期間は無期限です。
- 年1回（原則、12月10日。）決算し、収益分配方針に基づいて分配を行います。

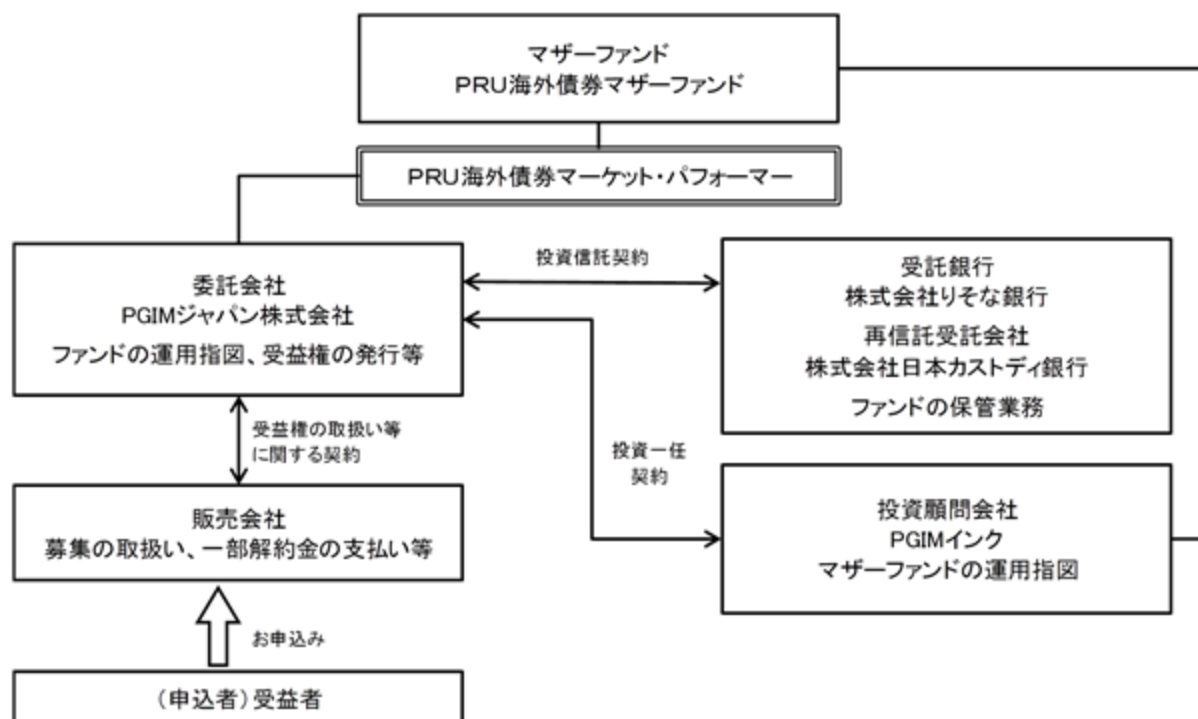
※FTSE世界国債インデックス（除く日本）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。本ファンドでは、FTSE世界国債インデックス・データに基づき、委託会社が円換算ベースに計算したものを使用します。

（２）【ファンドの沿革】

2001年3月8日	プルデンシャル投信株式会社が当ファンドの設定・運用開始
2002年12月31日	プルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン・インクがプルデンシャル投信株式会社より営業の全部を譲受け、当ファンドの運用を開始
2006年9月1日	プルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社（委託会社）がプルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン・インクより事業の全部を譲受け、当ファンドの運用を開始

（３）【ファンドの仕組み】

①ファンドの仕組み



②ファンドの関係法人

- a. 委託会社：投資信託財産の運用指図およびその権限の委託、受益権の発行等を行います。
- b. 受託銀行：投資信託契約に基づき、投資信託財産の保管・管理業務を行い、収益分配金、償還金および一部解約金の委託会社への交付等を行います。
- c. 販売会社：受益権の取扱い等に関する契約に基づき、受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金の再投資、ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。
- d. 投資顧問会社：投資一任契約に基づき、マザーファンドの運用指図を行います。

③委託会社等の概況（2021年1月末現在）

- a. 資本金の額：219百万円
- b. 沿革

2006年4月	プルデンシャル投信投資顧問準備株式会社設立
2006年8月	プルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社に商号変更
2006年9月	プルデンシャル・インベストメント・マネジメント・ジャパン・インクより事業の全部を譲受
2017年10月	PGIMジャパン株式会社に商号変更

c. 大株主の状況

株主名	住所	所有 株式数	所有 比率
プルデンシャル・インターナショナル・インベストメンツ・カンパニー・エルエルシー	アメリカ合衆国デラウェア州ウィルミントン、スイート1300、ノース・マーケット・ストリート1105	7,360株	100.0%

＊P G I Mジャパン株式会社は、世界的な総合金融グループである『プルデンシャル・ファイナンシャル』の一員として、日本国内において機関投資家、個人投資家向け資産運用ビジネス及びプルデンシャル・ファイナンシャルグループの資産運用ビジネスを展開しています。プルデンシャル・ファイナンシャルは、1875年に「プルデンシャル・フレンドリー・ソサエティー」として創業しました。創立以後、140年の時を経るなかで、プルデンシャル・ファイナンシャルはその関連会社を通して、世界40カ国以上の法人及び個人のお客様に幅広い金融商品とサービスを提供しています。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

①基本方針

当ファンドは、マザーファンド受益証券への投資を通じて日本を除く世界の主要国の公社債を中心に投資を行い、FTSE世界国債インデックス（除く日本）の動きに追随する投資成果を目標として運用を行います。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式では、受益者から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドで行います。マザーファンドの運用成果は、すべてベビーファンドに反映されます。



（注）「自動けいぞく投資コース」の場合、収益分配金（税控除後）は、原則として、自動的に再投資されます。

②運用方法

a. 投資対象

「PRU海外債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。

なお、海外の公社債等に直接投資することがあります。

b. 投資態度

(a) 主として、「PRU海外債券マザーファンド」受益証券への投資を通じ、FTSE世界国債インデックス（除く日本）の動きに追随する投資成果を目標として運用を行います。

(b) 実質組入外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行いません。

(c) 運用の効率化を図るため、債券先物取引等を活用することがあります。このため、債券の実質組入総額と債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。

(d) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合や当ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

（２）【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- a. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - (a) 有価証券
 - (b) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後記「(5) 投資制限⑩、⑪、⑫」に定めるものに限りま。
 - (c) 金銭債権（前記(a)、(b)および後記(d)に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）
 - (d) 約束手形（前記(a)に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）

②有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主としてPGIMジャパン株式会社を委託会社とし、株式会社りそな銀行を受託銀行として締結されたPRU海外債券マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- a. 国債証券
- b. 地方債証券
- c. 特別の法律により法人の発行する債券
- d. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- e. 資産の流動化に関する法律に定める特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- f. 転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りま。
- g. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- h. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- i. 資産の流動化に関する法律に定める優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- j. コマーシャル・ペーパー
- k. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- l. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記a. からk. の証券または証書の性質を有するもの
- m. 証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- n. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- o. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- p. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りま。
- q. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

- r. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- s. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- t. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- u. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- v. 外国の者に対する権利で前記u. の有価証券の性質を有するもの

なお、前記a. からe. までの証券およびl. ならびにq. の証券または証書のうちa. からe. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、f. の証券、l. ならびにq. の証券または証書のうち、株券または新株の引受権を表示する証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、m. の証券およびn. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- a. 預金
- b. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- c. コール・ローン
- d. 手形割引市場において売買される手形
- e. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- f. 外国の者に対する権利で前記e. の権利の性質を有するもの

前記②にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、前記a. からf. までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（3）【運用体制】

当ファンドの主要な投資対象である「PRU海外債券マザーファンド」は、投資一任契約に基づき、PGIMインクにて運用され、同社のパブリック債券運用グループが運用を担当します。

①投資顧問会社の運用体制

パブリック債券運用グループ

- 債券の各市場において、豊富な経験と高度な専門性を有しています。
- 信用調査・分析チームと各運用チームの強固な連携をもって運用します。
- リスク管理機能（定量リサーチ／リスク管理チーム）は独立しています。

運用を支える信用調査・分析チーム

- 債券の種類・業種別にアナリスト（調査分析担当者）を配しています。
- 綿密な調査を通じて、個別銘柄のファンダメンタルズ分析をしています。

運用プロセス



PGIMインクにおける債券運用

- 債券の運用額は約9,460億米ドル（約99兆円）
運用対象としている債券の種類は米国国債、米国投資適格社債、米国ハイイールド債、米国地方債、グローバル債、エマージング債、短期金融商品（マネー・マーケット）等と多岐にわたっており、専門のマネジャーによる付加価値の高い債券運用サービスをご提供しております。
- 独自の信用調査と運用モデル、綿密な分析とリスク管理
独自の信用調査と運用モデルを駆使して、資産配分や割安と判断される銘柄選定を行います。さらに、リスク管理の際にも綿密な信用分析および独自のモデルを活用し、徹底したリスク管理を図ります。
- 効果の高いボトムアップ・アプローチとトップダウン・アプローチの併用
債券の種類ごと、社債の業種ごと等の相対的な価値の分析、銘柄の選定および売買執行等は、より専門的なノウハウの活かせるボトムアップ・アプローチで行います。また、投資戦略、資産配分およびリスク管理等は、グローバルで広範な視点から判断できるトップダウン・アプローチを採用しています。
- 一貫した投資プロセスで安定した投資成果の獲得
債券の種類ごとにそれぞれ専門に担当する各チームが連携して運用します。チーム運用に徹することで、運用プロセスの一貫性が保たれ、安定した投資成果の獲得につながると考えます。

（PGIMインクに関する情報は2020年9月末現在のものです。為替換算レート：1米ドル＝105.530円）

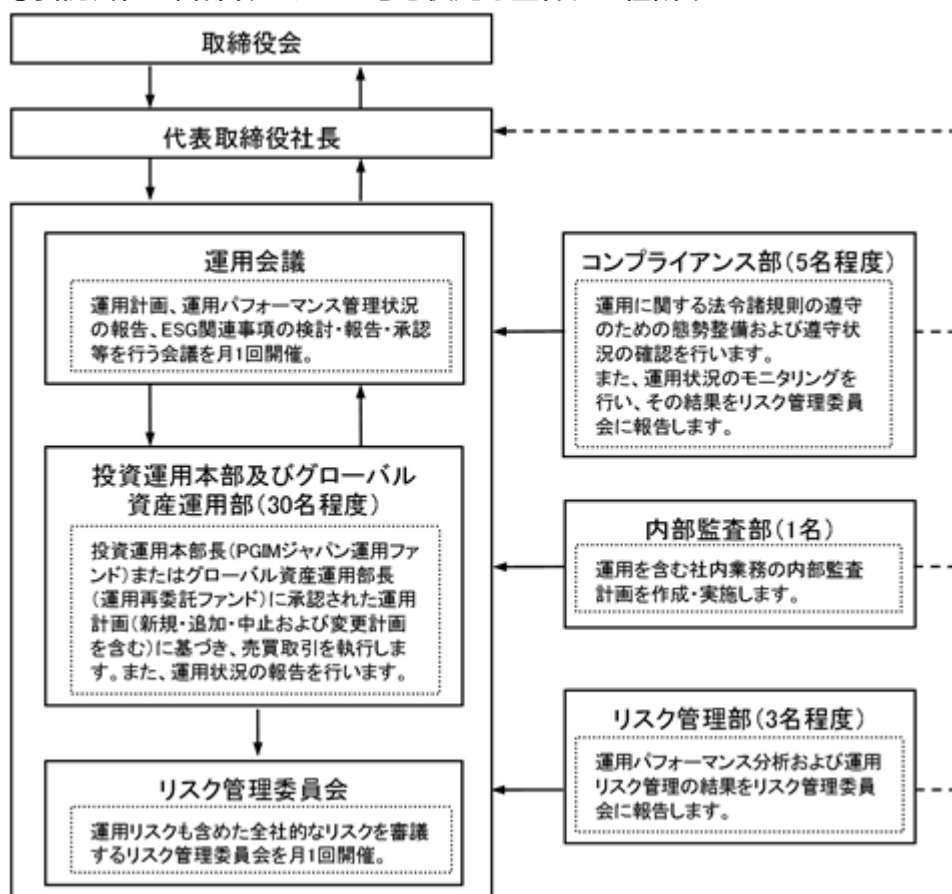
②委託会社の運用体制



③委託会社の運用体制に関する社内規則

委託会社は、資産運用およびリスク管理の基本方針を定める「運用規程」を遵守することにより、運用の適正性を確保することに努めます。

④委託会社の内部管理および意思決定を監督する組織等



⑤委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く。）に対する管理体制

「受託銀行」に対しては、投資信託財産の管理業務を通じて、受託銀行の信託事務の正確性等を総合的に監視しています。また、財務状況、内部統制の整備および運用状況についての確認を行います。

「投資顧問会社」に対しては、運用計画書の提出を受け、グローバル資産運用部長の事前承認の後、運用会議に報告を行います。また、定期的に投資顧問会社のモニタリングを行います。

※前記の運用体制等は2021年1月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

毎決算時（原則、12月10日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ①分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収入および売買益等の全額とします。
- ②収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともあります。
- ③収益分配にあてず投資信託財産内に留保した利益については、前記「（１）投資方針」に基づき運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（５）【投資制限】

- ①外貨建資産への投資（投資信託約款「運用の基本方針」２．運用方法（３）投資制限 ①）
外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ②同一銘柄の転換社債等への投資（投資信託約款「運用の基本方針」２．運用方法（３）投資制限 ②、第26条）
同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③株式への投資（投資信託約款「運用の基本方針」２．運用方法（３）投資制限 ③、第22条）
株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④新株引受権証券等への投資（投資信託約款「運用の基本方針」２．運用方法（３）投資制限 ④、第22条）
新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤同一銘柄の株式への投資（投資信託約款「運用の基本方針」２．運用方法（３）投資制限 ⑤、第25条）
同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑥同一銘柄の新株引受権証券等への投資（投資信託約款「運用の基本方針」２．運用方法（３）投資制限 ⑥、第25条）
同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑦投資信託証券への投資（投資信託約款「運用の基本方針」２．運用方法（３）投資制限 ⑦、第22条）
投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑧デリバティブ取引等（一般社団法人投資信託協会の定める「デリバティブ取引等に係る投資制限に関するガイドライン」に定義するデリバティブ取引等をいう。）について、その取引の目的に応じて、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。（投資信託約款第22条）
- ⑨一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。（投資信託約款第22条）
- ⑩投資する株式等の範囲（投資信託約款第24条）
 - a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場にお

いて取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- b. 前記 a. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

⑪信用取引の運用指図・目的・範囲（投資信託約款第27条）

- a. 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 前記 a. の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
- (a) 投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - (b) 株式分割により取得する株券
 - (c) 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り。）の行使により取得可能な株券
 - (d) 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前記(c)に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑫先物取引等の運用指図（投資信託約款第28条）

- a. 委託会社は、わが国の金融商品取引所等（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「金融商品取引所等」といいます。以下同じ。）における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。
- b. 委託会社は、わが国の金融商品取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- c. 委託会社は、わが国の金融商品取引所等における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所等における金利に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑬スワップ取引の運用指図・目的・範囲（投資信託約款第29条）

- a. 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑭金利先渡し取引、為替先渡し取引および直物為替先渡し取引の運用指図・目的・範囲（投資信託約款第30条）

- a. 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡し取引、為替先渡し取引および直物為替先渡し取引を行うことの指図をすることができます。
 - b. 金利先渡し取引、為替先渡し取引および直物為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - c. 金利先渡し取引、為替先渡し取引および直物為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - d. 委託会社は、金利先渡し取引、為替先渡し取引および直物為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。⑭有価証券の貸付けの指図・目的・範囲（投資信託約款第31条）
 - a. 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
 - (a) 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - (b) 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 - b. 前記 a. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - c. 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- ⑮特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（投資信託約款第32条）
- 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- ⑯外国為替予約取引の指図・目的・範囲（投資信託約款第33条）
- a. 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. 前記 a. の予約取引の指図は、投資信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、投資信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. 前記 b. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- d. 前記 b. において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- ⑰資金の借入れの指図・目的・範囲（投資信託約款第41条）
- a. 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期

間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d. 借入金の利息は投資信託財産中から支弁します。

⑱デリバティブ取引に係る投資制限

（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことをしないものとします。

⑲同一の法人の発行する株式の投資制限

（投資信託及び投資法人に関する法律第9条、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第20条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託銀行に指図しないものとします。

(参考) マザーファンドの投資方針

PRU海外債券マザーファンド	
基本方針	日本を除く世界の主要国の公社債を中心に投資を行い、FTSE世界国債インデックス（除く日本）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。
運用方法	
投資対象	日本を除く世界の主要国の公社債を主要投資対象とします。
投資態度	① FTSE世界国債インデックス（除く日本）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。 ② 外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行いません。ただし、運用の効率化を図るため、為替のエクスポージャーの調整を行う場合があります。 ③ 運用の効率化を図るため、債券先物取引等を活用することがあります。このため、債券の組入総額と債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。 ④ 資金動向、市況動向の急激な変化が生じた時等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記のような運用ができない場合があります。 ⑤ 運用にあたっては、投資一任契約に基づいてPGIMインクに運用の指図に関する権限を委託します。 ●委託する範囲：マザーファンドの運用指図 ●委託先所在地：アメリカ合衆国ニュージャージー州ニューアーク、ブロード・ストリート655 ●委託に係る費用：後記「4手数料等及び税金（3）信託報酬等」をご参照ください。
投資制限	① 外貨建資産への投資には制限を設けません。 ② 同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ③ 株式への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ④ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑤ 同一銘柄の株式への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑦ 投資信託証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑧ デリバティブ取引等（一般社団法人投資信託協会の定める「デリバティブ取引等に係る投資制限に関するガイドライン」に定義するデリバティブ取引等をいう。）について、その取引の目的に応じて、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

2021年1月末現在において、「PRU海外債券マザーファンド」に投資しているファンドは、PRU海外債券マーケット・パフォーマー（当ファンド）、PRUグッドライフ2030（年金）、PRUグッドライフ2040（年金）、PRUグッドライフ2050（年金）、プルデンシャル私募海外債券マーケット・パフォーマー（適格機関投資家向け）です。なお、この他にも、今後「PRU海外債券マザーファンド」に投資するファンドが設定される場合があります。

3【投資リスク】

（1）当ファンドへの投資リスク

当ファンドは値動きのある有価証券に投資しますので基準価額は変動し、これらの運用による損益はすべて受益者のみなさまに帰属します。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。

投資信託は預貯金とは異なります。

ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

＜金利変動リスク＞

一般的に、金利が上昇した場合には、債券の価格は下落し、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。

＜信用リスク＞

公社債、コマーシャル・ペーパーおよび短期金融商品の発行体が、経営不振、その他の理由により利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。一般に債務不履行が生じた場合またはそれが予想される場合には、当該公社債等の価格は下落し、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。

＜カントリー・リスク＞

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて海外の有価証券に投資しますが、その国の政治・経済情勢、外国為替規制、資本規制等による影響を受けることにより、基準価額が下がる要因となる可能性があります。

＜為替変動リスク＞

一般的に、外国為替相場が対円で下落した場合には、ファンドの基準価額が下がる要因となります。なお、当ファンドでは、実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。このため、円と投資対象国通貨の為替レートの変化が、ファンドの資産価値に影響を与えます。

＜当ファンドの投資成果＞

当ファンドの投資成果は、必ずしもFTSE世界国債インデックス（除く日本）の動きに追随するとは限りません。その主な要因としては、次のものが考えられます。

- a. 当ファンドが信託報酬等を負担することによる影響
- b. 当ファンドの主要投資対象であるマザーファンドの投資成果が、次の要因などによりFTSE世界国債インデックス（除く日本）の動きに連動しない場合があること
 - (a) 指数の構成銘柄のすべてを指数の算出方法通りに組入れない場合があること
 - (b) 追加設定および解約に対応した公社債の約定価格と指数の算出に使用する価格の差による影響
 - (c) 債券先物取引等を利用した場合の指数との値動きの差、コストなどによる影響
 - (d) 公社債および債券先物取引等の最低取引単位の影響
 - (e) 公社債または債券先物取引等の流動性が低下した場合における売買対応の影響

＜同一マザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドによる影響＞

当ファンドが投資対象とするマザーファンドについて、当該マザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドにおける資金流入や資産配分の変更等により当該マザーファンド組入有価証券等の売買が発生した場合、その売買による組入有価証券等の価格の変化や売買手数料・税金等の負担が当該マザーファンドの価額に影響を及ぼすことがあります。これにより当該マザーファンドの価額が下落した場合、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。

（２）分配金に関する留意点

- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

（３）その他の留意点

- ・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ・当ファンドはマザーファンドを通じて債券など値動きのある証券（外貨建証券には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本を下回ることがあります。
- ・投資信託財産に生じた損益は、すべて受益者に帰属します。
- ・投資信託は預金等とは異なり、預金保険機構の保護の対象ではありません。
- ・投資信託は保険契約とは異なり、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・投資信託を登録金融機関で購入した場合は、投資者保護基金の対象にはなりません。
- ・法令・税制および会計基準等は今後変更される可能性があり、これにより、当ファンドがあらかじめ目的としている投資成果を達成できないこともあります。

（４）投資リスクに対する管理体制

運用状況のモニタリング、運用に関する法令諸規則の遵守状況の確認はコンプライアンス部が行います。全体的な運用状況の管理は投資運用本部またはグローバル資産運用部が行います。運用に関するリスク管理およびパフォーマンス分析については、リスク管理部が行います。これらの各部の情報は、原則として月1回開催されるリスク管理委員会に報告され、その内容の確認・検討が行われた後に各部にフィードバックされ、その後の業務に反映されます。

(参考情報)

ファンドの年間騰落率及び 分配金再投資基準価額の推移



※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されており、実際の基準価額と異なる場合があります。

※年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較



※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2016年2月から2021年1月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

●各資産クラスの指数

日本株…… 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
 先進国株… MSCI KOKUSAIインデックス (配当込み)
 新興国株… MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み)
 日本国債… NOMURA-BPI国債
 先進国債… FTSE世界国債インデックス (除く日本)
 新興国債… JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド指数
 (注) 海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しています。

●東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)

東証株価指数 (TOPIX=Tokyo Stock Price Index) とは、わが国の代表的な株価指数で、東京証券取引所第一部銘柄の基準時 (1968年1月4日終値) の時価総額を100として、その後の時価総額を指数化したものです。TOPIXの指数値およびTOPIXの商標は、株東京証券取引所の知的財産であり、株価指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXの商標または商標に関するすべての権利は株東京証券取引所が有しています。株東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。株東京証券取引所は、当ファンドの運用成果等に関し責任を負いません。

●MSCI KOKUSAIインデックス (配当込み)

「MSCI KOKUSAIインデックス」とは、MSCI Inc. が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国で構成されています。また、MSCI KOKUSAIインデックスに対する著作権及びその他知的財産権は、全てMSCI Inc. に帰属します。MSCIではかかるデータに基づく投資による損失に一切責任を負いません。

●MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み)

「MSCI エマージング・マーケット・インデックス」とは、MSCI Inc. が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み) に対する著作権及びその他知的財産権は、全てMSCI Inc. に帰属します。MSCIでは、かかるデータに基づく投資による損失に一切責任を負いません。

●NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組入基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスを基に計算されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。野村證券株式会社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

●FTSE世界国債インデックス (除く日本)

「FTSE世界国債インデックス」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

●JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド指数

「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド指数」とは、JPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが開発した、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド指数」は、「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド指数 (ドルベース)」をもとに委託会社が円換算ベースに計算したものです。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

申込手数料は、2.2%（税抜2.0%）を上限として販売会社がそれぞれ定める手数料率を、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。

申込手数料は、商品および投資環境の説明や情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等の対価です。

各販売会社の申込手数料の詳細については、委託会社にお問合わせください。

委託会社問合わせ先	
PRUホットライン	03-6832-7111 受付時間：営業日の9：00～17：00 土日・祝休日、12月31日～1月3日は休業
ホームページ	https://www.pgim.com/pgim-japan/

当ファンドは、販売会社により、償還乗換えおよび償還前乗換え等の手数料優遇制度の対象となる場合があります。詳しくは、委託会社にご照会のうえ、各販売会社にお問合わせください。

※「償還乗換え」とは、取得申込日の属する月の前3ヵ月以内に償還となった証券投資信託の償還金（信託期間を延長した単位型証券投資信託および延長前の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わない追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日以降でかつ取得申込日の属する月の前3ヵ月以内における受益権の買取請求による売却代金および一部解約金を含みます。）をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドの取得申込みを行う場合をいいます。

※「償還前乗換え」とは、追加型証券投資信託の受益権を保有する受益者が、当該受益権の取得申込みを行った販売会社で、当該信託の信託終了日の1年前以内で当該販売会社が別に定める期間以降、当該信託の受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約金をもって、当該販売会社が別に定める期間以内に、当該販売会社で当ファンドの取得申込みを行う場合をいいます。

なお、「自動けいぞく投資コース」を選択し、収益分配金（税控除後）の自動再投資により当ファンドを取得する場合には、申込手数料はかかりません。

（２）【換金（解約）手数料】

解約時に手数料はかかりません。

ただし、一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。

*「信託財産留保額」とは、信託期間の途中で解約する場合に、ファンド運用の安定性を図るとともに、引続きファンドを保有する受益者との公平性を確保するため、解約される方にご負担いただく一定の金額であり、投資信託財産中に留保されます。

(3) 【信託報酬等】

- ①信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年0.715%（税抜0.65%）の率を乗じて得た額とします。

運用管理費用（信託報酬）＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

信託報酬の配分

委託会社	年0.352%（税抜0.32%）	委託した資金の運用の対価
販売会社	年0.286%（税抜0.26%）	運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理、 購入後の情報提供等の対価
受託銀行	年0.077%（税抜0.07%）	運用財産の管理、 委託会社からの指図の実行の対価

- ②前記①の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末、または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとします。
- ③信託報酬に係る消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。
- ④委託会社は、マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受ける報酬を、前記①の委託会社が受ける報酬から支払うものとします。その報酬額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に年0.10%の率を乗じて得た額とします。

(4) 【その他の手数料等】

①信託事務の諸費用

- a. 投資信託財産に関する租税、次に掲げる諸費用その他の信託事務の処理に要する費用および当該費用に係る消費税等相当額ならびに受託銀行の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中からその都度支弁します。
- (a) 売買委託手数料等の有価証券取引等に要する費用および保管費用等
- (b) 借入金の利息
- b. 前記a.にかかわらず、委託会社は、信託事務の処理に要する費用のうち、次に掲げる費用および当該費用に係る消費税等相当額については、投資信託財産の純資産総額に年0.05%の率を乗じて得た額を上限に、かつその実費の額以内の額の支払いにつき、後記c.にしたがって、投資信託財産から受けることができます。
- (a) 投資信託振替制度に係る費用
- (b) 有価証券届出書等開示書類および目論見書（これらの訂正も含みます。）、投資信託約款および運用報告書等の作成等に要する費用
- (c) この信託の受益者に対して行う公告に要する費用ならびに投資信託約款の変更または投資信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成等に要する費用
- (d) この信託の設定および運営・管理に関し、法務・税務等につき要する費用
- c. 前記b. で定める費用および当該費用に係る消費税等相当額は、投資信託約款に規定する計算期間を通じて、毎日費用計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日ならびに毎計算期間末および信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

②監査報酬

- a. 投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、投資信託財産の純資産総額に年0.0055%（税抜0.005%）の率を乗じて得た額を上限に、かつ当該費用の実費の額以内の額を、当該費用に係る消費税等相当額とともに、投資信託約款に規定する計算期間を通じて、毎日費用計上します。
- b. 前記a. で定める費用および当該費用に係る消費税等相当額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日ならびに毎計算期間末および信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

その他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※手数料等の合計額については、保有期間等により異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。

①個別元本方式について

- a. 追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- b. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- c. 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は、当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。
- d. 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります（「元本払戻金（特別分配金）」については、後記「②収益分配金の課税について」をご参照ください。）。

②収益分配金の課税について

- a. 追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
- b. 受益者が収益分配金を受取る際、（i）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、（ii）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。
- c. 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

③一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者の場合は、一部解約時および償還時の譲渡益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）が課税対象となります。

法人の受益者の場合は、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

④個人、法人別の課税の取扱いについて

a. 個人の受益者に対する課税

(a) 収益分配時の課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。また、確定申告を行うことにより、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

普通分配金については、上場株式等の譲渡損失および他の上場株式等にかかる配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限ります。）との損益通算ができます。なお、配当控除の適用はありません。

(b) 一部解約時および償還時の課税

一部解約時および償還時の譲渡益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）は、譲渡所得として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。なお、源泉徴収特定口座においては原則、確定申告の必要はありません。

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」の適用対象です。これらの制度をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

b. 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率による源泉徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。

- ・前記は、2021年1月末現在のものであり、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ・外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が前記と異なる場合があります。
- ・税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

（2021年1月29日現在）

投資資産の種類		時価（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券 （PRU海外債券マザーファンド）	日本	4,461,819,928	100.11
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		△4,707,557	△0.11
合計（純資産総額）		4,457,112,371	100.00

（注）投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（参考情報）

当ファンドが主要投資対象とするPRU海外債券マザーファンドの投資状況は以下の通りです。

（2021年1月29日現在）

投資資産の種類		時価（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	2,082,970,773	40.89
	フランス	534,729,339	10.50
	イタリア	513,003,664	10.07
	ドイツ	384,711,646	7.55
	イギリス	310,600,219	6.10
	スペイン	302,948,225	5.95
	オーストラリア	162,991,897	3.20
	ベルギー	119,254,237	2.34
	オランダ	96,543,033	1.90
	オーストリア	68,083,832	1.34
	カナダ	67,124,858	1.32
	マレーシア	57,146,784	1.12
	ポーランド	49,680,329	0.98
	フィンランド	47,519,675	0.93
	アイルランド	46,599,771	0.91
	メキシコ	35,301,617	0.69
	デンマーク	34,827,847	0.68
	イスラエル	24,272,128	0.48
	シンガポール	22,798,918	0.45
	ノルウェー	15,383,045	0.30
	スウェーデン	14,109,656	0.28
	小計	4,990,601,493	97.98
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		103,057,543	2.02
合計（純資産総額）		5,093,659,036	100.00

（注1）投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）時価は、対顧客電信売買相場の仲値により円換算しております。

（２）【投資資産】**①【投資有価証券の主要銘柄】****（2021年１月29日現在）****主要銘柄の明細****（単位：円）**

地域	種類	銘柄	数量	簿価単価	簿価金額	時価単価	時価金額	投資 比率 (%)
日本	投資信託 受益証券	PRU海外債券 マザーファンド	1,804,432,373	2.4707	4,458,391,123	2.4727	4,461,819,928	100.11

（注１）投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する時価金額の比率です。**（注２）投資信託受益証券の簿価単価および時価単価は、１万口当たりの価額です。**

（参考情報）

PRU海外債券マザーファンド

	地域	種類	銘柄名	利率 (%)	償還期限	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	時価単価 (円)	時価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2.25	2024/11/15	2,260,000	11,242.21	254,074,063	11,224.66	253,677,373	4.98
2	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2.5	2024/5/15	1,335,000	11,248.74	150,170,747	11,230.78	149,930,980	2.94
3	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2	2021/11/15	1,130,000	10,633.28	120,156,118	10,605.94	119,847,149	2.35
4	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2.125	2025/5/15	915,000	11,254.46	102,978,311	11,244.25	102,884,910	2.02
5	フランス	国債証券	FRANCE O.A.T.	8.5	2023/4/25	645,000	15,448.26	99,641,323	15,276.65	98,534,451	1.93
6	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1.75	2022/3/31	890,000	10,669.20	94,955,925	10,648.80	94,774,321	1.86
7	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	6.375	2027/8/15	640,000	14,378.65	92,023,376	14,288.86	91,448,719	1.80
8	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	5	2039/8/1	435,000	20,797.52	90,469,215	20,749.34	90,259,644	1.77
9	フランス	国債証券	FRANCE O.A.T.	5.75	2032/10/25	390,000	21,823.07	85,109,989	21,709.72	84,667,919	1.66
10	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2.875	2046/11/15	625,000	13,133.86	82,086,671	12,880.01	80,500,076	1.58
11	イタリア	国債証券	REPUBLIC OF ITALY GOVERN	5.125	2024/7/31	535,000	14,989.01	80,191,248	14,879.73	79,606,607	1.56
12	ドイツ	国債証券	BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLA	3.25	2042/7/4	335,000	22,586.79	75,665,774	22,540.72	75,511,417	1.48
13	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5.25	2028/11/15	520,000	14,060.72	73,115,744	13,948.89	72,534,254	1.42
14	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3	2045/5/15	540,000	13,342.82	72,051,268	13,098.77	70,733,372	1.39
15	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1.625	2022/8/15	610,000	10,707.97	65,318,663	10,692.88	65,226,569	1.28
16	ドイツ	国債証券	BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLA	1	2025/8/15	465,000	13,715.12	63,775,328	13,693.53	63,674,934	1.25
17	イギリス	国債証券	UNITED KINGDOM GILT	1.75	2049/1/22	330,000	17,300.24	57,090,794	17,606.34	58,100,937	1.14
18	スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	5.75	2032/7/30	275,000	20,776.86	57,136,391	20,676.25	56,859,700	1.12
19	イタリア	国債証券	ITALY BUONI POLIENNALI D	6.5	2027/11/1	315,000	18,008.12	56,725,582	17,886.16	56,341,433	1.11
20	スペイン	国債証券	SPAIN GOVERNMENT BOND	4.65	2025/7/30	360,000	15,673.84	56,425,840	15,575.05	56,070,183	1.10
21	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4.75	2041/2/15	325,000	16,538.45	53,749,971	16,232.35	52,755,162	1.04
22	マレーシ ア	国債証券	MALAYSIA GOVERNMENT BOND	3.48	2023/3/15	1,955,000	2,669.66	52,191,989	2,665.32	52,107,035	1.02
23	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT BOND O	3.5	2026/4/25	335,000	15,508.75	51,954,313	15,440.67	51,726,273	1.02
24	イタリア	国債証券	ITALY BUONI POLIENNALI D	4.5	2026/3/1	330,000	15,586.76	51,436,317	15,495.69	51,135,801	1.00
25	イギリス	国債証券	UNITED KINGDOM GILT	3.5	2045/1/22	220,000	22,371.95	49,218,309	22,686.52	49,910,362	0.98
26	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3.375	2044/5/15	360,000	14,090.51	50,725,864	13,831.35	49,792,878	0.98
27	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT BOND O	4	2038/10/25	230,000	21,708.69	49,929,991	21,587.46	49,651,174	0.97
28	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2.5	2045/2/15	410,000	12,258.44	50,259,604	12,029.48	49,320,878	0.97
29	イタリア	国債証券	ITALY BUONI POLIENNALI D	3.75	2021/3/1	385,000	12,774.44	49,181,602	12,690.71	48,859,242	0.96
30	イギリス	国債証券	UNITED KINGDOM GILT	4.25	2040/12/7	200,000	23,383.93	46,767,860	23,616.72	47,233,447	0.93

（注１）投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する時価金額の比率です。

（注２）時価は、対顧客電信売買相場の仲値により円換算しております。

全銘柄の種類別投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	100.11
合計	100.11

（注）投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する時価金額の比率です。

（参考情報）

PRU海外債券マザーファンド

種類	投資比率（％）
国債証券	97.98
合計	97.98

（注）投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する時価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

		純資産総額（円）	1万口当たりの純資産額 （基準価額）（円）
第1計算期間末	（分配付）	5,488,990,393	10,500
（2001年12月10日）	（分配落）	5,488,990,393	10,500
第2計算期間末	（分配付）	6,371,203,486	12,042
（2002年12月10日）	（分配落）	6,371,203,486	12,042
第3計算期間末	（分配付）	3,839,727,862	12,239
（2003年12月10日）	（分配落）	3,839,727,862	12,239
第4計算期間末	（分配付）	3,867,256,451	13,525
（2004年12月10日）	（分配落）	3,867,256,451	13,525
第5計算期間末	（分配付）	3,859,539,189	14,896
（2005年12月12日）	（分配落）	3,859,539,189	14,896
第6計算期間末	（分配付）	4,804,482,763	15,738
（2006年12月11日）	（分配落）	4,804,482,763	15,738
第7計算期間末	（分配付）	8,388,092,998	16,545
（2007年12月10日）	（分配落）	8,388,092,998	16,545
第8計算期間末	（分配付）	8,982,827,139	13,386
（2008年12月10日）	（分配落）	8,982,827,139	13,386
第9計算期間末	（分配付）	9,575,475,527	14,508
（2009年12月10日）	（分配落）	9,575,475,527	14,508
第10計算期間末	（分配付）	8,421,804,257	13,274
（2010年12月10日）	（分配落）	8,421,804,257	13,274
第11計算期間末	（分配付）	8,223,056,106	12,998
（2011年12月12日）	（分配落）	8,223,056,106	12,998
第12計算期間末	（分配付）	8,933,236,669	14,593
（2012年12月10日）	（分配落）	8,933,236,669	14,593
第13計算期間末	（分配付）	6,513,387,602	18,539
（2013年12月10日）	（分配落）	6,513,387,602	18,539
第14計算期間末	（分配付）	7,002,232,132	21,821
（2014年12月10日）	（分配落）	7,002,232,132	21,821
第15計算期間末	（分配付）	6,482,850,473	21,127
（2015年12月10日）	（分配落）	6,482,850,473	21,127
第16計算期間末	（分配付）	5,957,371,555	19,552
（2016年12月12日）	（分配落）	5,957,371,555	19,552
第17計算期間末	（分配付）	4,863,187,695	20,749
（2017年12月11日）	（分配落）	4,863,187,695	20,749
第18計算期間末	（分配付）	4,582,282,449	19,943
（2018年12月10日）	（分配落）	4,582,282,449	19,943
第19計算期間末	（分配付）	4,496,425,142	20,464
（2019年12月10日）	（分配落）	4,496,425,142	20,464
2020年1月末日		4,545,268,941	20,878
2020年2月末日		4,585,582,373	21,113
2020年3月末日		4,545,454,234	21,143
2020年4月末日		4,396,845,499	20,716
2020年5月末日		4,456,402,902	21,009

	純資産総額（円）	1万口当たりの純資産額 （基準価額）（円）
2020年6月末日	4,494,059,573	21,333
2020年7月末日	4,514,648,021	21,539
2020年8月末日	4,502,325,106	21,499
2020年9月末日	4,505,963,426	21,591
2020年10月末日	4,433,200,052	21,254
2020年11月末日	4,463,042,004	21,459
第20計算期間末（分配付）	4,486,729,670	21,599
（2020年12月10日）（分配落）	4,486,729,670	21,599
2020年12月末日	4,476,991,010	21,621
2021年1月末日	4,457,112,371	21,573

②【分配の推移】

決算期		1万口当たりの分配金 （円）
第1計算期間末	2001年12月10日	0
第2計算期間末	2002年12月10日	0
第3計算期間末	2003年12月10日	0
第4計算期間末	2004年12月10日	0
第5計算期間末	2005年12月12日	0
第6計算期間末	2006年12月11日	0
第7計算期間末	2007年12月10日	0
第8計算期間末	2008年12月10日	0
第9計算期間末	2009年12月10日	0
第10計算期間末	2010年12月10日	0
第11計算期間末	2011年12月12日	0
第12計算期間末	2012年12月10日	0
第13計算期間末	2013年12月10日	0
第14計算期間末	2014年12月10日	0
第15計算期間末	2015年12月10日	0
第16計算期間末	2016年12月12日	0
第17計算期間末	2017年12月11日	0
第18計算期間末	2018年12月10日	0
第19計算期間末	2019年12月10日	0
第20計算期間末	2020年12月10日	0

③【収益率の推移】

期間	収益率（％）
第1計算期間 (2001年3月8日から2001年12月10日)	5.0
第2計算期間 (2001年12月11日から2002年12月10日)	14.7
第3計算期間 (2002年12月11日から2003年12月10日)	1.6
第4計算期間 (2003年12月11日から2004年12月10日)	10.5
第5計算期間 (2004年12月11日から2005年12月12日)	10.1
第6計算期間 (2005年12月13日から2006年12月11日)	5.7
第7計算期間 (2006年12月12日から2007年12月10日)	5.1
第8計算期間 (2007年12月11日から2008年12月10日)	△19.1
第9計算期間 (2008年12月11日から2009年12月10日)	8.4
第10計算期間 (2009年12月11日から2010年12月10日)	△8.5
第11計算期間 (2010年12月11日から2011年12月12日)	△2.1
第12計算期間 (2011年12月13日から2012年12月10日)	12.3
第13計算期間 (2012年12月11日から2013年12月10日)	27.0
第14計算期間 (2013年12月11日から2014年12月10日)	17.7
第15計算期間 (2014年12月11日から2015年12月10日)	△3.2
第16計算期間 (2015年12月11日から2016年12月12日)	△7.5

期間	収益率（％）
第17計算期間 (2016年12月13日から2017年12月11日)	6.1
第18計算期間 (2017年12月12日から2018年12月10日)	△3.9
第19計算期間 (2018年12月11日から2019年12月10日)	2.6
第20計算期間 (2019年12月11日から2020年12月10日)	5.5

（注） 収益率は、計算期間末の基準価額（分配金込み）から前期末基準価額（当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数をいいます。なお、第1計算期間の収益率については、元本（1万円）を前期末基準価額とみなして計算しています。

（４）【設定及び解約の実績】

期間	設定数量（口）	解約数量（口）
第１計算期間 (2001年３月８日から2001年12月10日)	7,243,099,592	2,015,432,645
第２計算期間 (2001年12月11日から2002年12月10日)	5,694,886,595	5,631,698,506
第３計算期間 (2002年12月11日から2003年12月10日)	2,397,409,497	4,550,944,861
第４計算期間 (2003年12月11日から2004年12月10日)	381,749,434	659,723,779
第５計算期間 (2004年12月11日から2005年12月12日)	1,558,015,984	1,826,428,530
第６計算期間 (2005年12月13日から2006年12月11日)	2,108,365,301	1,646,579,369
第７計算期間 (2006年12月12日から2007年12月10日)	2,370,857,996	353,636,149
第８計算期間 (2007年12月11日から2008年12月10日)	3,686,811,887	2,046,153,958
第９計算期間 (2008年12月11日から2009年12月10日)	985,932,760	1,096,370,682
第10計算期間 (2009年12月11日から2010年12月10日)	681,939,357	937,388,762
第11計算期間 (2010年12月11日から2011年12月12日)	442,378,240	460,836,425
第12計算期間 (2011年12月13日から2012年12月10日)	281,010,558	485,827,886
第13計算期間 (2012年12月11日から2013年12月10日)	247,766,833	2,855,865,900
第14計算期間 (2013年12月11日から2014年12月10日)	219,388,709	523,807,226
第15計算期間 (2014年12月11日から2015年12月10日)	187,040,251	327,382,684
第16計算期間 (2015年12月11日から2016年12月12日)	139,961,408	161,650,248

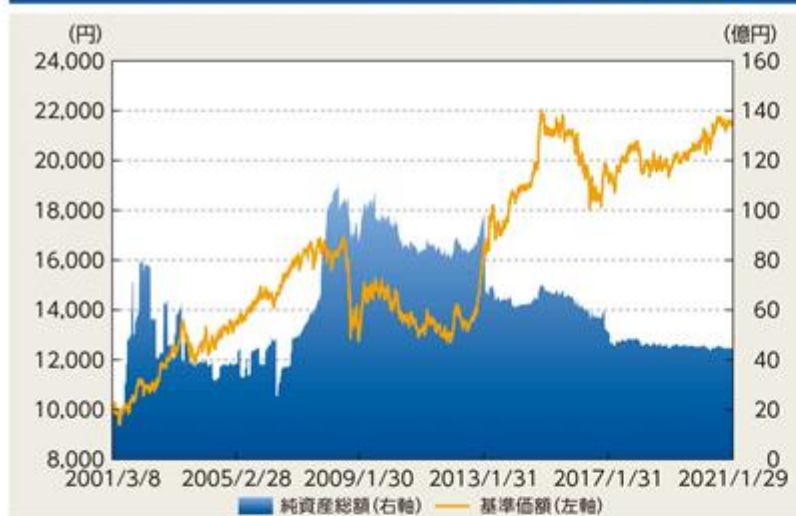
期間	設定数量（口）	解約数量（口）
第17計算期間 (2016年12月13日から2017年12月11日)	121,783,643	824,902,465
第18計算期間 (2017年12月12日から2018年12月10日)	107,625,933	153,744,188
第19計算期間 (2018年12月11日から2019年12月10日)	92,643,179	193,105,297
第20計算期間 (2019年12月11日から2020年12月10日)	92,911,771	212,858,150

（注）本邦外における設定・解約の実績はありません。

(参考情報)

(基準日:2021年1月29日)

基準価額・純資産の推移



基準価額	21,573円
純資産総額	44.5億円

分配の推移（1万口当たり、税引前）

2016年12月12日	0円
2017年12月11日	0円
2018年12月10日	0円
2019年12月10日	0円
2020年12月10日	0円
設定来累計	0円

(注1)基準価額は、1万口当たりです。

(注2)基準価額は、信託報酬控除後の値です。

主要な資産の状況（マザーファンド）

通貨別構成	投資比率	国	種類	組入上位10銘柄	クーポン	償還日	投資比率	
米ドル	42.2%	1	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2.250%	2024年11月15日	4.98%
ユーロ	41.6%	2	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2.500%	2024年5月15日	2.94%
英ポンド	6.8%	3	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2.000%	2021年11月15日	2.35%
その他	9.4%	4	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2.125%	2025年5月15日	2.02%
合計	100.00%	5	フランス	国債証券	FRANCE O.A.T.	8.500%	2023年4月25日	1.93%
		6	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1.750%	2022年3月31日	1.86%
		7	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	6.375%	2027年8月15日	1.80%
		8	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	5.000%	2039年8月1日	1.77%
		9	フランス	国債証券	FRANCE O.A.T.	5.750%	2032年10月25日	1.66%
		10	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2.875%	2046年11月15日	1.58%

※マザーファンドの運用状況です。

年間収益率の推移



(注1)ファンドの年間収益率は、基準価額を使用して計算しております。

(注2)2021年は年初から作成基準日までの収益率です。

※ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
 ※最新の運用実績は別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）申込方法

- ①当ファンドの取得申込者は、販売会社取引口座を開設し、取得の申込みを行うものとします。
- ②取得申込みの際には、「一般コース（口数指定）」、「一般コース（金額指定）」および「自動
けいぞく投資コース」のいずれかのコースを指定するものとします。なお、販売会社により取扱
い可能なコースが異なります。各販売会社の取扱いコースについては、委託会社にお問合わせく
ださい。
- ③原則として、毎営業日に取得の申込みができます。ただし、ニューヨークまたはロンドンのい
ずれかの銀行の休業日の場合には、お申込みの受付はいたしません。

（注1）申込みの受付は営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合には、翌営業日の取扱いとな
ります。委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない
事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することができます。

（注2）2021年9月末までの日本における営業日でニューヨークまたはロンドンのいずれかの銀行の休業日に該
当する日は以下のとおりです。

なお、現地の事情等により祝日および休業日等が変更される場合がありますので、詳しくは委託会社
にお問合わせください。

2021年4月2日	2021年4月5日	2021年5月31日	2021年7月5日
2021年8月30日	2021年9月6日		

委託会社問合わせ先	
PRUホットライン	03-6832-7111 受付時間：営業日の9:00～17:00 土日・祝休日、12月31日～1月3日は休業
ホームページ	https://www.pgim.com/pgim-japan/

（2）申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、収益分配金の自動再投資の場合は、各計算
期間終了日の基準価額とします。

* 「基準価額」とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社
団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額
（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに
換算した価額で表示されることがあります。

* 基準価額は、原則として毎営業日計算されます。

* 基準価額は、組入有価証券の値動き等により、日々変動します。

基準価額は、前記「(1) 申込方法」に記載の委託会社にお問合わせください。なお、各販売会社で
も入手できます。また、基準価額は、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価
格」欄に、「MP外債」として掲載されます。

（３）申込手数料

申込手数料は、2.2%（税抜2.0%）を上限として販売会社がそれぞれ定める手数料率を、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。

申込手数料の詳細については、前記「（１）申込方法」に記載の委託会社にお問合わせください。当ファンドは、販売会社により、償還乗換えおよび償還前乗換え等の手数料優遇制度の対象となる場合があります。詳しくは、委託会社にご照会のうえ、各販売会社にお問合わせください。

※ 「償還乗換え」とは、取得申込日の属する月の前３ヵ月以内に償還となった証券投資信託の償還金（信託期間を延長した単位型証券投資信託および延長前の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わない追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日以降でかつ取得申込日の属する月の前３ヵ月以内における受益権の買取請求による売却代金および一部解約金を含みます。）をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドの取得申込みを行う場合をいいます。

※ 「償還前乗換え」とは、追加型証券投資信託の受益権を保有する受益者が、当該受益権の取得申込みを行った販売会社で、当該信託の信託終了日の１年前以内で当該販売会社が別に定める期間以降、当該信託の受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約金ををもって、当該販売会社が別に定める期間以内に、当該販売会社で当ファンドの取得申込みを行う場合をいいます。

なお、「自動けいぞく投資コース」を選択し、収益分配金（税控除後）の自動再投資により当ファンドを取得する場合には、申込手数料はかかりません。

（４）申込単位

申込単位は、販売会社がそれぞれ定める単位とします。各販売会社の申込単位については、前記「（１）申込方法」に記載の委託会社にお問合わせください。

（５）申込取扱場所

販売会社の本・支店、営業所等とします。ただし、販売会社によっては一部の店舗で申込みの取扱いを行わない場合があります。販売会社については、前記「（１）申込方法」に記載の委託会社にお問合わせください。

（６）申込代金の支払い

当ファンドの取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×取得申込口数）に申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を加算した額を、販売会社の定める日までに支払うものとします。

（７）取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託銀行は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

一部解約

- ①受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。
- ②前記①の規定にかかわらず、ニューヨークまたはロンドンのいずれかの銀行の休業日においては、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。
- ③受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ④委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。
- ⑤一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ⑥委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。
- ⑦一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして前記⑤に準じて計算された価額とします。
- ⑧一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から販売会社において受益者に支払われます。
- ⑨一部解約の価額は、前記「1 申込（販売）手続等（1）申込方法」に記載の委託会社にお問合わせください。
- ⑩一部解約の実行の請求の受付は営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合には、翌営業日の取扱いとなります。
- ⑪一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

受益証券をお手元で保有されている方は、一部解約の実行の請求に際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

- ①基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

当ファンドの主要投資対象の評価方法は以下のとおりです。

マザーファンド受益証券：計算日における基準価額で評価します。

（参考）マザーファンドの主要投資対象の評価方法

公 社 債：原則として、日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

外貨建資産：原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

- ②基準価額は、原則として毎営業日計算されます。
- ③基準価額は、組入有価証券の値動き等により、日々変動します。
- ④基準価額は、前記「1 申込（販売）手続等（1）申込方法」に記載の委託会社にお問合わせください。なお、各販売会社でも入手できます。また、基準価額は、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」欄に、「MP外債」として掲載されます。

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

当ファンドの信託期間は、投資信託契約締結日（2001年３月８日）から無期限とします。ただし、後記「(5) その他 ①信託の終了」の場合には、当該信託の終了の日までとなります。

（４）【計算期間】

- ①当ファンドの計算期間は、毎年12月11日から翌年12月10日までとすることを原則とします。ただし、第１計算期間は2001年３月８日から2001年12月10日までとします。
- ②前記①の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

①信託の終了

a. 投資信託契約の解約

- (a) 委託会社は、信託期間中において、当ファンドの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託銀行と合意のうえ、当ファンドの投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- (b) 委託会社は、前記(a)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を当ファンドの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドの投資信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (c) 前記(b)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (d) 前記(c)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記(a)の投資信託契約の解約をしません。
- (e) 委託会社は、当ファンドの投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (f) 前記(c)から(e)までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記(c)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

b. 投資信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、当ファンドの投資信託契約を解約し信託を終了させます。

c. 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- (a) 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、当ファンドの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (b) 前記(a)の規定にかかわらず、監督官庁が当ファンドの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「②投資信託約款の変更」のd. に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託銀行との間において存続します。

d. 受託銀行の辞任および解任に伴う取扱い

- (a) 受託銀行は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託銀行がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託銀行の解任を請求することができます。受託銀行が辞任した場合、または裁判所が受託銀行を解任した場合、委託会社は、後記「②投資信託約款の変更」にしたがい、新受託銀行を選任します。
- (b) 委託会社が新受託銀行を選任できないときは、委託会社は当ファンドの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

②投資信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託銀行と合意のうえ、当ファンドの投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、前記a. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当ファンドの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドの投資信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c. 前記b. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 前記c. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記a. の投資信託約款の変更をしません。
- e. 委託会社は、当ファンドの投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて当ファンドの投資信託約款を変更しようとするときは、前記a. からe. の規定にしたがいます。

③運用報告書等の作成

委託会社は毎決算時および償還時に期中の運用経過、信託財産の内容、有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。

- ・交付運用報告書は、販売会社を通して受益者に交付します。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページ（<https://www.pgim.com/pgim-japan/>）に掲載します。

④投資信託財産に関する報告

- a. 受託銀行は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。
- b. 受託銀行は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。

⑤受託銀行による資金の立替え

- a. 投資信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託銀行は資金の立替えをすることができます。

- b. 投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託銀行がこれを立替えて投資信託財産に繰入れることができます。
- c. 立替金の決済および利息については、受託銀行と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

⑥委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- a. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、当ファンドの投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、当ファンドの投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑦公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑧投資信託約款に関する疑義の取扱い

当ファンドの投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託銀行との協議により定めます。

⑨ファンド資産の保管

a. 保管業務の委任

受託銀行は、委託会社と協議のうえ、投資信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

b. 有価証券の保管

受託銀行は、投資信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

c. 混蔵寄託

金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下c.において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

d. 投資信託財産の登記等および記載等の留保等

- (a) 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託銀行が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- (b) 前記(a)ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社または受託銀行が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- (c) 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託銀行が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- (d) 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

⑩信託事務処理の再信託

受託銀行は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

⑪関係法人との契約の更新に関する手続き

- a. 販売会社との「投資信託受益権の取扱い等に関する契約書」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）に係る契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社のいずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。ただし、期間中において、必要のあるときは、契約の一部を変更することができるものとします。
- b. 前記a. の契約の一部を変更する場合、その変更の内容が重大であるものに関しては、有価証券届出書の訂正届出書または臨時報告書を提出することにより開示します。

4【受益者の権利等】

当ファンドの投資信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。委託会社は、当初設定に係る信託の受益権については20億口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど追加口数に、それぞれ均等に分割します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。受益者の有する主な権利は次のとおりです。

（1）収益分配金に対する請求権

- ①収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（一般コースの場合は、原則として決算日から起算して5営業日目。）から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、投資信託約款に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。
- ②前記①にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託銀行が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、投資信託約款の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、前記「2 換金（解約）手続等」により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、前記①の規定に準じて受益者に支払います。
- ③受益者が収益分配金について、前記①の支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

（注）「別に定める契約」とは、「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合に、自動けいぞく投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）にしたがって、取得申込者と販売会社が締結する契約のことをいいます。

（2）償還金に対する請求権

- ①償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目）から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益証券と引換えに当該受益者に支払います。
- ②受益者が償還金について、前記①の支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

（3）一部解約の実行の請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。詳細については、前記「2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

（４）反対者の買取請求権

- ①前記「３資産管理等の概要（５）その他 ①信託の終了 a. 投資信託契約の解約」の投資信託契約の解約または「②投資信託約款の変更」の投資信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を経由して、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。
- ②前記①の買取請求の事務取扱い等については、委託会社と受託銀行との協議により定めます。

（５）受益者集会

受益者集会は開催しません。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第20期計算期間（2019年12月11日から2020年12月10日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】**【PRU海外債券マーケット・パフォーマー】****（1）【貸借対照表】**

（単位：円）

	第19期 (2019年12月10日現在)	第20期 (2020年12月10日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	4,496,425,142	4,486,729,670
未収入金	19,168,930	22,925,190
流動資産合計	4,515,594,072	4,509,654,860
資産合計	4,515,594,072	4,509,654,860
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,860,001	5,692,912
未払受託者報酬	1,737,383	1,728,224
未払委託者報酬	14,395,387	14,319,567
その他未払費用	1,176,159	1,184,487
流動負債合計	19,168,930	22,925,190
負債合計	19,168,930	22,925,190
純資産の部		
元本等		
元本	2,197,187,597	2,077,241,218
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,299,237,545	2,409,488,452
（分配準備積立金）	1,552,222,188	1,505,869,086
元本等合計	4,496,425,142	4,486,729,670
純資産合計	4,496,425,142	4,486,729,670
負債純資産合計	4,515,594,072	4,509,654,860

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第19期 自 2018年12月11日 至 2019年12月10日	第20期 自 2019年12月11日 至 2020年12月10日
営業収益		
有価証券売買等損益	152,139,027	277,386,594
営業収益合計	152,139,027	277,386,594
営業費用		
受託者報酬	3,454,166	3,459,825
委託者報酬	28,620,132	28,667,095
その他費用	2,351,731	2,369,214
営業費用合計	34,426,029	34,496,134
営業利益又は営業損失（△）	117,712,998	242,890,460
経常利益又は経常損失（△）	117,712,998	242,890,460
当期純利益又は当期純損失（△）	117,712,998	242,890,460
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	5,147,457	13,664,219
期首剰余金又は期首欠損金（△）	2,284,632,734	2,299,237,545
剰余金増加額又は欠損金減少額	93,725,551	103,585,165
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	93,725,551	103,585,165
剰余金減少額又は欠損金増加額	191,686,281	222,560,499
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	191,686,281	222,560,499
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,299,237,545	2,409,488,452

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
--------------------	---

(貸借対照表に関する注記)

第19期 (2019年12月10日現在)	第20期 (2020年12月10日現在)
※ 1 1. 投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中解約元本額 期首元本額 2,297,649,715円 期中追加設定元本額 92,643,179円 期中解約元本額 193,105,297円 2. 計算期間末日における受益権の総数 2,197,187,597口	※ 1 1. 投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中解約元本額 期首元本額 2,197,187,597円 期中追加設定元本額 92,911,771円 期中解約元本額 212,858,150円 2. 計算期間末日における受益権の総数 2,077,241,218口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第19期 自 2018年12月11日 至 2019年12月10日	第20期 自 2019年12月11日 至 2020年12月10日
※ 1. 「PRU海外債券マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託する場合の当該委託費用は、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に年10,000分の10の率を乗じて得た額とします。 ※ 2. 分配金の計算過程 計算期末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(96,343,798円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(1,534,750,516円)及び分配準備積立金(1,455,878,390円)より分配対象額は3,086,972,704円(1万口当たり14,049円)であります、分配を行っておりません。	※ 1. 同左 ※ 2. 分配金の計算過程 計算期末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(100,859,643円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(1,514,256,416円)及び分配準備積立金(1,405,009,443円)より分配対象額は3,020,125,502円(1万口当たり14,539円)であります、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

項目	第19期 自 2018年12月11日 至 2019年12月10日	第20期 自 2019年12月11日 至 2020年12月10日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を投資信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じて価格変動リスクや為替変動リスク等があります。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス部では、運用状況のモニタリング、運用に関する法令諸規則の遵守状況の確認を行っております。 また、リスク管理部では、運用に関するリスク管理を行っております。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	第19期 (2019年12月10日現在)	第20期 (2020年12月10日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	① 有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 ② デリバティブ取引等 該当事項はありません。 ③ 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	① 有価証券 同左 ② デリバティブ取引等 同左 ③ 上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

第19期（2019年12月10日現在）

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	153,421,394
合計	153,421,394

第20期（2020年12月10日現在）

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	267,441,247
合計	267,441,247

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報に関する注記）

第19期 (2019年12月10日現在)		第20期 (2020年12月10日現在)	
1口当たり純資産額	2.0464円	1口当たり純資産額	2.1599円
（1万口当たり純資産額	20,464円）	（1万口当たり純資産額	21,599円）

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

① 株式（2020年12月10日現在）

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券（2020年12月10日現在）

種類	通貨	銘柄	口数	評価額
親投資信託受益証券	日本円	PRU海外債券マザーファンド	1,814,139,443	4,486,729,670
	合計		1,814,139,443	4,486,729,670

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

当ファンドは、「PRU海外債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、同ファンドの受益証券であります。同ファンドの状況は次の通りであります。

「PRU海外債券マザーファンド」の状況

なお、以下に掲載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

（単位：円）

区 分	注記 番号	(2020年12月10日現在)
		金 額
資産の部		
流動資産		
預金		5,895,474
金銭信託		565,145
コール・ローン		30,734,357
国債証券		5,004,117,257
派生商品評価勘定		4,204,348
未収入金		26,247,667
未収利息		36,514,650
前払費用		279,896
流動資産合計		5,108,558,794
資産合計		5,108,558,794
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定		5,375,901
未払解約金		43,346,347
未払利息		84
流動負債合計		48,722,332
負債合計		48,722,332
純資産の部		
元本等		
元本	※ 1	2,045,882,852
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）		3,013,953,610
元本等合計		5,059,836,462
純資産合計		5,059,836,462
負債純資産合計		5,108,558,794

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、または価格情報会社の提供する価額に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	①為替予約取引 原則としてわが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。 ②直物為替先渡取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令133号）第60条及び第61条に基づき処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

(2020年12月10日現在)	
※ 1	1. 本報告書における開示対象ファンドの 期首における当該親投資信託の元本額
	2,175,380,380円
	同期中における追加設定元本額
	162,559,940円
	同期中における解約元本額
	292,057,468円
	同期末における元本の内訳
	PRU海外債券マーケット・パフォーマー
	1,814,139,443円
	PRUグッドライフ2030（年金）
	111,038,028円
	PRUグッドライフ2040（年金）
	58,077,753円
	PRUグッドライフ2050（年金）
	4,547,368円
	プルデンシャル私募海外債券マーケット・パ フォーマー（適格機関投資家向け）
	58,080,260円
	計 2,045,882,852円
	2. 本報告書における開示対象ファンドの 期末における当該親投資信託の受益権の 総数
	2,045,882,852口

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2019年12月11日 至 2020年12月10日
1. 金融商品に対する 取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を投資信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及 び当該金融商品に 係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じて価格変動リスクや為替変動リスク等があります。
3. 金融商品に係るリ スク管理体制	コンプライアンス部では、運用状況のモニタリング、運用に関する法令諸規則の遵守状況の確認を行っております。 また、リスク管理部では、運用に関するリスク管理を行っております。

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	(2020年12月10日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	① 有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 ② デリバティブ取引等 「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。 ③ 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

（2020年12月10日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	20,234,487
合計	20,234,487

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書の開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

通貨関連

（単位：円）

種類	(2020年12月10日現在)			
	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建				
アメリカドル	189,819,706	—	188,882,580	△937,126
カナダドル	41,191,075	—	41,845,536	654,461
メキシコペソ	12,345,768	—	12,921,997	576,229
ユーロ	48,052,353	—	48,515,418	463,065
イギリスポンド	45,215,321	—	46,084,200	868,879
スウェーデンクローネ	2,763,805	—	2,821,293	57,488
オーストラリアドル	2,810,174	—	2,966,643	156,469
売建				
アメリカドル	174,360,313	—	173,118,955	1,241,358
カナダドル	6,610,768	—	6,843,049	△232,281
メキシコペソ	6,460,999	—	6,498,202	△37,203
ユーロ	66,260,579	—	67,162,310	△901,731
イギリスポンド	26,704,790	—	27,448,067	△743,277
スウェーデンクローネ	1,390,003	—	1,456,420	△66,417
ノルウェークローネ	3,078,224	—	3,166,864	△88,640
デンマーククローネ	9,134,958	—	9,255,227	△120,269
ポーランドズロチ	16,721,026	—	17,051,033	△330,007
オーストラリアドル	24,048,507	—	24,958,648	△910,141
イスラエルシェケル	2,220,313	—	2,269,197	△48,884
合計	679,188,682	—	683,265,639	△398,027

(注) 1. 時価の算定方法

為替予約の時価

(1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。

② 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

イ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

ロ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

(2) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

2. 契約額等及び時価の合計欄の金額は各々の合計金額であります。

3. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

(単位：アメリカドル)

種類	(2020年12月10日現在)			
	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引 直物為替先渡取引 売建 マレーシアリングット	297,666.12 (31,040,623)	— (—)	305,083.90 (31,814,149)	△7,417.78 (△773,526)
合計 (邦貨換算額)	297,666.12 (31,040,623)	— (—)	305,083.90 (31,814,149)	△7,417.78 (△773,526)

(注) 時価の算定方法

1. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額により評価しております。

2. () 内の金額は邦貨換算額であります。

邦貨換算額は計算期間末日の対顧客相場の仲値で換算しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

（１口当たり情報に関する注記）

（2020年12月10日現在）	
本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の１口当たり純資産額	
	2.4732円
（１万口当たり純資産額	24,732円）

附属明細表

第1 有価証券明細表

① 株式（2020年12月10日現在）

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

（2020年12月10日現在）

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額
国債証券	アメリカドル	US TREASURY N/B		575,000.00	582,457.17
		US TREASURY N/B		375,000.00	381,298.87
		US TREASURY N/B		1,130,000.00	1,149,863.14
		US TREASURY N/B		890,000.00	908,773.66
		US TREASURY N/B		610,000.00	625,154.84
		US TREASURY N/B		325,000.00	334,356.42
		US TREASURY N/B		335,000.00	345,887.50
		US TREASURY N/B		285,000.00	295,386.82
		US TREASURY N/B		110,000.00	113,764.09
		US TREASURY N/B		400,000.00	430,796.80
		US TREASURY N/B		1,335,000.00	1,437,680.19
		US TREASURY N/B		2,260,000.00	2,432,325.00
		US TREASURY N/B		290,000.00	318,354.17
		US TREASURY N/B		915,000.00	986,270.26
		US TREASURY N/B		165,000.00	177,420.04
		US TREASURY N/B		350,000.00	381,527.30
		US TREASURY N/B		195,000.00	206,905.72
		US TREASURY N/B		155,000.00	164,632.94
		US TREASURY N/B		145,000.00	195,851.93
		US TREASURY N/B		250,000.00	267,949.25
		US TREASURY N/B		190,000.00	200,798.84
		US TREASURY N/B		90,000.00	99,256.68
		US TREASURY N/B		640,000.00	881,825.28
		US TREASURY N/B		275,000.00	269,886.65
		US TREASURY N/B		390,000.00	452,247.51
		US TREASURY N/B		520,000.00	700,903.32
		US TREASURY N/B		210,000.00	284,812.50
		US TREASURY N/B		310,000.00	355,034.63
		US TREASURY N/B		170,000.00	165,696.96
		US TREASURY N/B		295,000.00	286,749.14
		US TREASURY N/B		140,000.00	212,012.50
		US TREASURY N/B		10,000.00	14,977.73
		US TREASURY N/B		195,000.00	191,465.62
		US TREASURY N/B		325,000.00	517,613.20
		US TREASURY N/B		200,000.00	261,015.60
		US TREASURY N/B		250,000.00	314,209.00
		US TREASURY N/B		90,000.00	126,428.94
		US TREASURY N/B		360,000.00	489,375.00
		US TREASURY N/B		410,000.00	485,337.50
		US TREASURY N/B		540,000.00	695,671.74
		US TREASURY N/B		270,000.00	341,149.32
		US TREASURY N/B		115,000.00	136,346.87
		US TREASURY N/B		625,000.00	792,651.25
		US TREASURY N/B		30,000.00	37,366.41
		US TREASURY N/B		190,000.00	204,383.57

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額
国債証券	アメリカドル 小計	US TREASURY N/B		65,000.00	58,307.01
				18,000,000.00	20,312,178.88
		銘柄数：	46		(2,118,154,013)
		組入時価比率：	41.9%		42.3%
	カナダドル	CANADIAN GOVERNMENT		265,000.00	416,224.90
		CANADIAN GOVERNMENT BOND		10,000.00	10,368.50
		CANADIAN GOVERNMENT BOND		25,000.00	25,054.75
		CANADIAN GOVERNMENT BOND		85,000.00	83,933.25
		CANADIAN GOVERNMENT BOND		160,000.00	243,364.80
		CANADIAN GOVERNMENT BOND		20,000.00	29,751.80
		CANADIAN GOVERNMENT BOND		565,000.00	808,698.00
	小計				(65,787,582)
		銘柄数：	6		1.3%
		組入時価比率：	1.3%		
	メキシコペソ	MEXICAN BONOS		1,080,000.00	1,089,670.91
		MEXICAN BONOS		2,500,000.00	2,829,700.00
		MEXICAN BONOS		1,000,000.00	1,383,360.00
		MEXICAN BONOS		1,330,000.00	1,497,447.00
		MEXICAN BONOS		5,910,000.00	6,800,177.91
	小計				(35,700,934)
		銘柄数：	4		0.7%
		組入時価比率：	0.7%		
	ユーロ	AUSTRIA GOVERNMENT BOND		10,000.00	10,722.00
		AUSTRIA GOVERNMENT BOND		90,000.00	154,947.78
		BELGIUM GOVERNMENT BOND		115,000.00	122,149.55
		BELGIUM GOVERNMENT BOND		45,000.00	48,131.10
		BELGIUM GOVERNMENT BOND		225,000.00	246,048.03
		BELGIUM GOVERNMENT BOND		115,000.00	210,394.80
		BELGIUM GOVERNMENT BOND		65,000.00	110,638.64
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO		15,000.00	22,565.85
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO		285,000.00	470,930.86
		BUNDESobligation		260,000.00	262,680.08
		BUNDESREPUB DEUTSCHLAND		170,000.00	207,468.34
		BUNDESREPUB DEUTSCHLAND		174,000.00	285,338.59
		BUNDESREPUB DEUTSCHLAND		35,000.00	61,018.67
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLA		270,000.00	292,405.41
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLA		465,000.00	505,251.33
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLA		260,000.00	371,643.48
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLA		190,000.00	201,545.38
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLA		345,000.00	623,318.40
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLA		60,000.00	103,956.68
		BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLA		50,000.00	52,826.40
		BUONI POLIENNALI DEL TES		425,000.00	703,524.29
		FINLAND GOVERNMENT BOND		90,000.00	91,307.70
		FINLAND GOVERNMENT BOND		195,000.00	207,700.44
		FINLAND GOVERNMENT BOND		20,000.00	20,863.68
		FINLAND GOVERNMENT BOND		35,000.00	41,622.14
		FINLAND GOVERNMENT BOND		10,000.00	16,024.89
		FRANCE GOVERNMENT BOND 0		70,000.00	70,220.36
		FRANCE GOVERNMENT BOND 0		55,000.00	58,002.45
		FRANCE GOVERNMENT BOND 0		335,000.00	411,517.68
		FRANCE GOVERNMENT BOND 0		260,000.00	276,717.69
		FRANCE GOVERNMENT BOND 0		215,000.00	371,660.82
		FRANCE GOVERNMENT BOND 0		160,000.00	247,364.80

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額
国債証券	ユーロ	FRANCE O.A.T.		645,000.00	788,370.38
		FRANCE O.A.T.		390,000.00	676,286.52
		FRENCH REPUBLIC GOVERNME		85,000.00	87,599.33
		FRENCH REPUBLIC GOVERNME		50,000.00	52,658.35
		FRENCH REPUBLIC GOVERNME		95,000.00	105,022.50
		FRENCH REPUBLIC GOVERNME		265,000.00	327,282.33
		FRENCH REPUBLIC GOVERNME		55,000.00	60,414.12
		FRENCH REPUBLIC GOVERNME		45,000.00	57,704.37
		FRENCH REPUBLIC GOVERNME		70,000.00	72,584.75
		FRENCH REPUBLIC GOVERNME		30,000.00	35,917.29
		FRENCH REPUBLIC GOVERNME		210,000.00	250,987.98
		FRENCH REPUBLIC GOVERNME		105,000.00	182,241.15
		FRENCH REPUBLIC GOVERNME		60,000.00	87,880.86
		IRELAND GOVERNMENT BOND		50,000.00	55,305.80
		IRELAND GOVERNMENT BOND		45,000.00	56,764.84
		IRELAND GOVERNMENT BOND		25,000.00	27,206.56
		IRELAND GOVERNMENT BOND		135,000.00	148,993.42
		IRELAND GOVERNMENT BOND		5,000.00	5,943.39
		IRELAND GOVERNMENT BOND		20,000.00	25,661.42
		IRELAND GOVERNMENT BOND		35,000.00	50,200.92
		ITALY BUONI POLIENNALI D		385,000.00	388,707.93
		ITALY BUONI POLIENNALI D		335,000.00	357,476.15
		ITALY BUONI POLIENNALI D		45,000.00	49,613.40
		ITALY BUONI POLIENNALI D		330,000.00	407,562.87
		ITALY BUONI POLIENNALI D		95,000.00	103,208.28
		ITALY BUONI POLIENNALI D		75,000.00	106,625.17
		ITALY BUONI POLIENNALI D		80,000.00	89,806.72
		ITALY BUONI POLIENNALI D		315,000.00	449,723.61
		ITALY BUONI POLIENNALI D		330,000.00	344,331.90
		ITALY BUONI POLIENNALI D		10,000.00	15,345.30
		ITALY BUONI POLIENNALI D		30,000.00	39,958.68
		ITALY BUONI POLIENNALI D		85,000.00	144,704.42
		ITALY BUONI POLIENNALI D		5,000.00	6,465.76
		ITALY BUONI POLIENNALI D		140,000.00	205,427.32
		ITALY BUONI POLIENNALI D		20,000.00	26,695.22
		KINGDOM OF BELGIUM GOVER		40,000.00	44,173.00
		KINGDOM OF BELGIUM GOVER		135,000.00	154,497.51
		NETHERLANDS GOVERNMENT B		115,000.00	135,185.95
		NETHERLANDS GOVERNMENT B		260,000.00	278,070.78
		NETHERLANDS GOVERNMENT B		10,000.00	11,081.90
		NETHERLANDS GOVERNMENT B		100,000.00	105,209.30
		NETHERLANDS GOVERNMENT B		90,000.00	169,107.39
		NETHERLANDS GOVERNMENT B		40,000.00	71,990.56
		REPUBLIC OF AUSTRIA GOVE		10,000.00	22,715.36
		REPUBLIC OF AUSTRIA GOVE		65,000.00	70,525.13
		REPUBLIC OF AUSTRIA GOVE		110,000.00	118,219.75
		REPUBLIC OF AUSTRIA GOVE		40,000.00	54,738.41
		REPUBLIC OF AUSTRIA GOVE		30,000.00	53,078.48
		REPUBLIC OF AUSTRIA GOVE		35,000.00	48,718.63
		REPUBLIC OF ITALY GOVERN		535,000.00	634,602.28
		SPAIN GOVERNMENT BOND		45,000.00	45,042.30
		SPAIN GOVERNMENT BOND		230,000.00	264,390.75
		SPAIN GOVERNMENT BOND		25,000.00	28,235.02
		SPAIN GOVERNMENT BOND		360,000.00	447,031.92
		SPAIN GOVERNMENT BOND		110,000.00	149,578.77

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額
国債証券	ユーロ	SPAIN GOVERNMENT BOND		110,000.00	156,576.75
		SPAIN GOVERNMENT BOND		50,000.00	59,533.80
		SPAIN GOVERNMENT BOND		215,000.00	241,184.07
		SPAIN GOVERNMENT BOND		35,000.00	44,367.27
		SPAIN GOVERNMENT BOND		120,000.00	216,283.44
		SPAIN GOVERNMENT BOND		30,000.00	59,612.82
		SPAIN GOVERNMENT BOND		30,000.00	45,282.09
		SPAIN GOVERNMENT BOND		60,000.00	110,136.60
	小計			12,849,000.00	16,610,357.35 (2,092,406,715)
		銘柄数： 組入時価比率：	95 41.4%		41.8%
	イギリスポンド	UNITED KINGDOM GILT		110,000.00	110,221.32
		UNITED KINGDOM GILT		35,000.00	35,772.25
		UNITED KINGDOM GILT		235,000.00	236,324.64
		UNITED KINGDOM GILT		10,000.00	10,852.39
		UNITED KINGDOM GILT		30,000.00	35,216.25
		UNITED KINGDOM GILT		15,000.00	24,449.86
		UNITED KINGDOM GILT		200,000.00	331,975.92
		UNITED KINGDOM GILT		10,000.00	17,608.64
		UNITED KINGDOM GILT		15,000.00	22,831.77
		UNITED KINGDOM GILT		220,000.00	350,907.74
		UNITED KINGDOM GILT		170,000.00	307,941.06
		UNITED KINGDOM GILT		10,000.00	11,675.33
		UNITED KINGDOM GILT		330,000.00	409,391.66
		UNITED KINGDOM GILT		15,000.00	31,957.63
		UNITED KINGDOM TREASURY		230,000.00	330,529.73
	小計			1,635,000.00	2,267,656.19 (316,270,008)
		銘柄数： 組入時価比率：	15 6.3%		6.3%
	スウェーデンクローネ	SWEDEN GOVERNMENT BOND		630,000.00	710,739.03
		SWEDEN GOVERNMENT BOND		110,000.00	117,809.42
		SWEDEN GOVERNMENT BOND		195,000.00	306,694.24
	小計			935,000.00	1,135,242.69 (13,940,780)
		銘柄数： 組入時価比率：	3 0.3%		0.3%
	ノルウェークローネ	NORWAY GOVERNMENT BOND		410,000.00	427,227.99
		NORWAY GOVERNMENT BOND		415,000.00	450,475.03
		NORWAY GOVERNMENT BOND		380,000.00	398,012.00
	小計			1,205,000.00	1,275,715.02 (15,066,194)
		銘柄数： 組入時価比率：	3 0.3%		0.3%
	デンマーククローネ	DENMARK GOVERNMENT BOND		150,000.00	159,626.40
		DENMARK GOVERNMENT BOND		1,210,000.00	1,355,124.73
		DENMARK GOVERNMENT BOND		285,879.00	549,476.93
	小計			1,645,879.00	2,064,228.06 (34,926,738)
		銘柄数： 組入時価比率：	3 0.7%		0.7%
	ポーランドズロチ	POLAND GOVERNMENT BOND		660,000.00	667,389.73
		POLAND GOVERNMENT BOND		140,000.00	155,790.60

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額
国債証券	ポーランドズロチ 小計	POLAND GOVERNMENT BOND		855,000.00	962,295.69
				1,655,000.00	1,785,476.02 (50,778,938)
		銘柄数：	3		
		組入時価比率：	1.0%		1.0%
	オーストラリアドル 小計	AUSTRALIA GOVERNMENT BON		360,000.00	405,465.72
		AUSTRALIA GOVERNMENT BON		175,000.00	197,651.39
		AUSTRALIA GOVERNMENT BON		490,000.00	590,671.16
		AUSTRALIA GOVERNMENT BON		395,000.00	472,264.13
		AUSTRALIA GOVERNMENT BON		125,000.00	144,774.98
		AUSTRALIA GOVERNMENT BON		70,000.00	92,548.12
		AUSTRALIA GOVERNMENT BON		35,000.00	43,753.51
		AUSTRALIA GOVERNMENT BON		45,000.00	54,735.31
		AUSTRALIA GOVERNMENT BON		20,000.00	18,739.12
				1,715,000.00	2,020,603.44 (156,839,239)
		銘柄数：	9		
		組入時価比率：	3.1%		3.1%
	シンガポールドル 小計	SINGAPORE GOVERNMENT BON		100,000.00	109,530.00
		SINGAPORE GOVERNMENT BON		135,000.00	159,459.97
		SINGAPORE GOVERNMENT BON		20,000.00	23,219.30
				255,000.00	292,209.27 (22,795,245)
		銘柄数：	3		
		組入時価比率：	0.5%		0.5%
	マレーシアリンギット 小計	MALAYSIA GOVERNMENT BOND		1,955,000.00	2,023,043.73
		MALAYSIA GOVERNMENT BOND		185,000.00	198,147.30
				2,140,000.00	2,221,191.03 (56,973,549)
		銘柄数：	2		
		組入時価比率：	1.1%		1.1%
	イスラエルシェケル 小計	ISRAEL GOVERNMENT BOND -		425,000.00	441,086.25
		ISRAEL GOVERNMENT BOND -		110,000.00	123,623.50
		ISRAEL GOVERNMENT BOND -		115,000.00	199,013.25
				650,000.00	763,723.00 (24,477,322)
		銘柄数：	3		
		組入時価比率：	0.5%		0.5%
	合計				5,004,117,257 (5,004,117,257)

（注１）通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

（注２）合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

（注３）比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2021年１月29日現在

I 資産総額	4,463,949,061円
II 負債総額	6,836,690円
III 純資産総額（I - II）	4,457,112,371円
IV 発行済数量	2,066,099,996口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	2.1573円

（参考情報）

PRU海外債券マザーファンド

I 資産総額	5,096,883,689円
II 負債総額	3,224,653円
III 純資産総額（I - II）	5,093,659,036円
IV 発行済数量	2,059,949,826口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	2.4727円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

（1）名義書換等

該当事項はありません。

（2）受益者名簿の閉鎖の時期

受益者名簿は作成しません。したがって、該当事項はありません。

（3）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（4）譲渡制限

該当事項はありません。ただし、受益権の譲渡等は以下によるものとします。

①受益権の譲渡

- a. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- b. 前記 a. の申請のある場合には、前記 a. の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記 a. の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- c. 前記 a. の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

②受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託銀行に對抗することができません。

（5）受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（6）受益権の再分割

委託会社は、受託銀行と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（７）質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額

2021年1月末現在の資本金の額：219百万円

会社が発行する株式総数：30,000株

発行済株式総数：7,360株

過去5年間ににおける主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

（2）委託会社等の機構

取締役会はその決議によって委託会社の経営に関するすべての重要事項並びに法令もしくは定款によって定められた事項を決定します。

3名以上の取締役が、株主総会の決議によって選任されます。取締役の選任は、法令または会社定款に別段の定めがない限り、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主またはその代理人が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行います。なお、取締役の選任は、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、補欠または増員のために選任された取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一とします。

取締役会は、その決議によって代表取締役1名以上を選定します。また、その決議によって役付取締役1名以上を定めることができます。

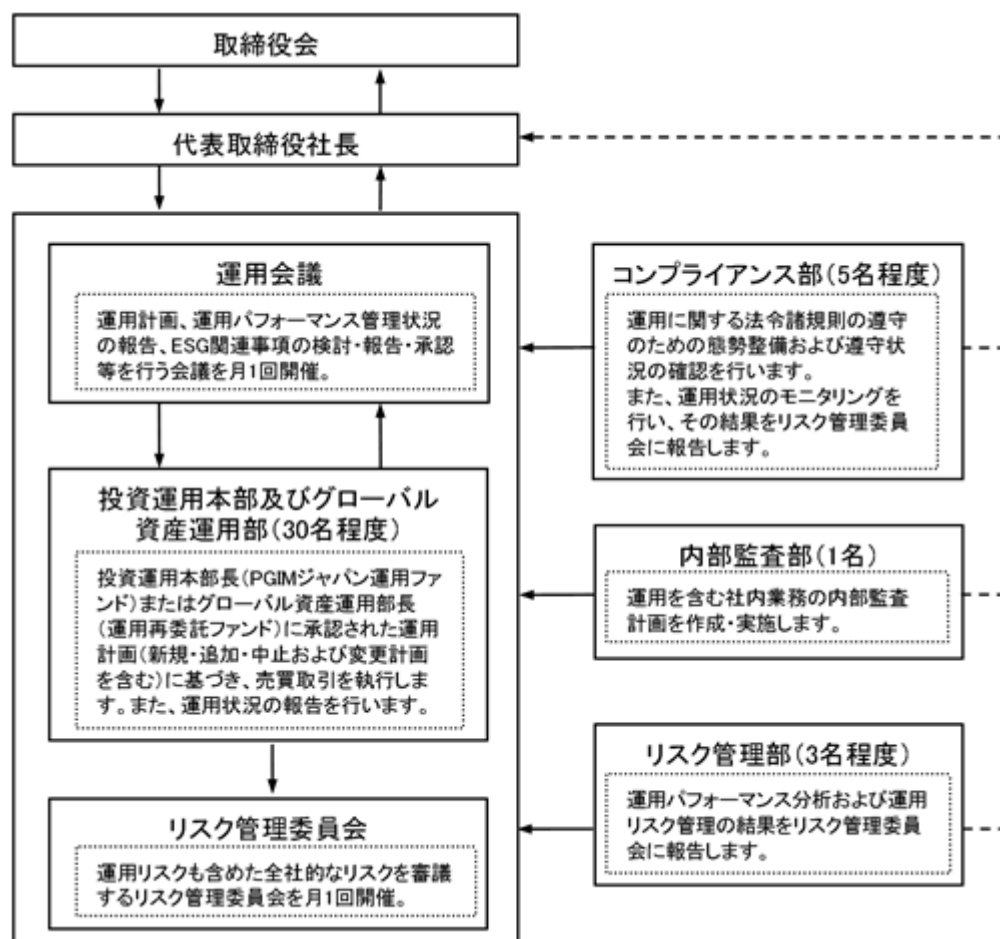
取締役会を招集するには、各取締役及び監査役に対し、会日の少なくとも1週間前に招集通知を發します。ただし、取締役及び監査役全員の同意を得て、招集期間を短縮または招集手続を省略することができます。法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会は代表取締役の1名が招集し、議長となります。代表取締役のいずれにも事故ある場合には、予め取締役会の決議によって定められた順序に従って他の取締役がこの任にあたります。

法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席のうえ、出席取締役の過半数の議決によって行います。

①委託会社の運用体制



②委託会社の内部管理及び意思決定を監督する組織等



※前記の運用体制等は2021年1月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

委託会社は、1875年に設立された米プルデンシャル保険を中核とする大手総合金融グループの一員です。グループ全体の運用資産は約173兆円（16,481億米ドル、円換算レート1米ドル＝105.530円、2020年9月末現在）にのびります。グループの運用部門は、ポートフォリオ・マネジャーとアナリストを世界に配し、グローバルな運用を行っています。

なお、2021年1月末現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託（親投資信託は除きます。）は29本、純資産総額の合計金額は約4兆1,854億円です。以下はその種類別の内訳です。

追加型株式投資信託	25本
単位型株式投資信託	4本
追加型公社債投資信託	0本
単位型公社債投資信託	0本

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第14期事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15期中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第13期 (2019年3月31日)	第14期 (2020年3月31日)
(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金	1,673,222	2,150,439
前払費用	42,256	55,229
立替金	6,003	2,580
未収委託者報酬	138,816	152,977
未収運用受託報酬	3,316,008	2,958,539
未収収益	34,565	32,297
流動資産計	5,210,872	5,352,063
固定資産		
有形固定資産	86,301	306,161
建物附属設備	* 1 58,392	207,977
器具備品	* 1 27,909	98,184
無形固定資産	131,401	107,512
ソフトウェア	131,401	107,512
投資その他の資産	447,187	407,399
長期差入保証金	9,972	9,972
繰延税金資産	437,214	397,427
固定資産計	664,890	821,073
資産合計	5,875,763	6,173,137

(単位：千円)

	第13期 (2019年3月31日)	第14期 (2020年3月31日)
(負債の部)		
流動負債		
未払金	99,113	85,439
未払手数料	14,572	15,433
その他未払金	84,540	70,005
未払費用	2,096,913	2,194,693
未払法人税等	384,949	337,029
未払消費税等	63,270	76,765
預り金	46,876	32,901
賞与引当金	138,616	145,651
役員賞与引当金	14,389	23,140
その他流動負債	124	768
流動負債計	2,844,254	2,896,390
固定負債		
長期未払費用	150,266	129,943
退職給付引当金	769,248	748,447
役員退職慰労引当金	79,973	91,533
資産除去債務	73,931	73,931
固定負債計	1,073,420	1,043,856
負債合計	3,917,674	3,940,246

(単位：千円)

	第13期 (2019年3月31日)	第14期 (2020年3月31日)
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	219,000	219,000
資本剰余金	149,000	149,000
資本準備金	149,000	149,000
利益剰余金	1,590,088	1,864,891
利益準備金	54,750	54,750
その他利益剰余金	1,535,338	1,810,141
繰越利益剰余金	1,535,338	1,810,141
株主資本合計	1,958,088	2,232,891
純資産合計	1,958,088	2,232,891
負債・純資産合計	5,875,763	6,173,137

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第13期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	第14期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	1,563,194	1,798,567
運用受託報酬	10,295,270	10,200,962
その他営業収益	113,409	130,229
営業収益計	11,971,874	12,129,759
営業費用		
支払手数料	68,489	70,155
広告宣伝費	4,836	15,181
調査費	6,435,190	6,366,577
調査費	331,720	361,172
委託調査費	6,102,568	6,004,490
図書費	901	914
営業雑経費	33,967	38,969
通信費	10,306	10,163
印刷費	6,047	6,401
協会費	16,541	20,457
諸会費	1,071	1,945
営業費用計	6,542,483	6,490,883

(単位：千円)

	第13期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	第14期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
一般管理費		
給料	2,040,745	2,132,816
役員報酬	44,950	51,432
給料・手当	1,346,499	1,350,437
賞与	449,740	519,984
賞与引当金繰入	138,616	145,651
役員賞与	46,547	42,170
役員賞与引当金繰入	14,389	23,140
福利厚生費	252,240	237,548
交際費	7,022	4,827
旅費交通費	73,502	83,219
水道光熱費	7,327	7,119
租税公課	54,570	53,831
不動産賃借料	171,513	179,516
退職給付費用	304,414	228,471
役員退職慰労引当金繰入	15,587	12,962
募集費	44,385	62,247
固定資産減価償却費	72,110	93,852
業務委託費	358,092	410,952
専門家報酬	35,156	25,295
消耗器具備品費	8,558	33,548
修繕維持費	3,621	801
諸経費	37,384	35,850
一般管理費計	3,486,234	3,602,860

(単位：千円)

	第13期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	第14期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業利益	1,943,156	2,036,015
営業外収益		
受取利息	1,467	899
為替差益	11,917	—
営業外収益計	13,384	899
営業外費用		
為替差損	—	5,605
営業外費用計	—	5,605
経常利益	1,956,541	2,031,309
特別損失		
固定資産除却損	—	514
特別損失計	—	514
税引前当期純利益	1,956,541	2,030,794
法人税、住民税及び事業税	739,416	612,204
法人税等調整額	△102,748	39,787
当期純利益	1,319,873	1,378,802

（３）【株主資本等変動計算書】

第13期（自2018年４月１日 至2019年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
					繰越利益 剰余金			
当期首残高	219,000	149,000	149,000	54,750	2,055,464	2,110,214	2,478,214	2,478,214
当期変動額								
剰余金の配当	—	—	—	—	△1,840,000	△1,840,000	△1,840,000	△1,840,000
当期純利益	—	—	—	—	1,319,873	1,319,873	1,319,873	1,319,873
当期変動額合計	—	—	—	—	△520,126	△520,126	△520,126	△520,126
当期末残高	219,000	149,000	149,000	54,750	1,535,338	1,590,088	1,958,088	1,958,088

第14期（自2019年４月１日 至2020年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
					繰越利益 剰余金			
当期首残高	219,000	149,000	149,000	54,750	1,535,338	1,590,088	1,958,088	1,958,088
当期変動額								
剰余金の配当	—	—	—	—	△1,104,000	△1,104,000	△1,104,000	△1,104,000
当期純利益	—	—	—	—	1,378,802	1,378,802	1,378,802	1,378,802
当期変動額合計	—	—	—	—	274,802	274,802	274,802	274,802
当期末残高	219,000	149,000	149,000	54,750	1,810,141	1,864,891	2,232,891	2,232,891

注記事項

（重要な会計方針）

1. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しております。ただし、2017年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物附属設備 8～38年 器具備品 5～20年 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
2. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
3. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に備えて、賞与支給見込額の当会計期間負担額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額の当会計期間負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき当会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 なお、当社は従業員数300人未満の企業に該当することから、簡便法を適用し、退職一時金制度について退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法によっております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員に対して支給する退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

（未適用の会計基準等）

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

（貸借対照表関係）

第13期 (2019年3月31日)			第14期 (2020年3月31日)		
※1	減価償却累計額	230,297千円	※1	減価償却累計額	250,302千円
	有形固定資産			有形固定資産	
	建物附属設備	149,192千円		建物附属設備	163,602千円
	器具備品	81,104千円		器具備品	86,699千円

(株主資本等変動計算書関係)

第13期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)				
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
	(株)	(株)	(株)	(株)
普通株式	7,360	—	—	7,360

2. 配当に関する事項					
決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (千円)	基準日	効力発生日
2018年6月26日 取締役会	普通株式	1,472,000	200	2018年 3月31日	2018年 6月27日
2018年12月19日 取締役会	普通株式	368,000	50	2018年 9月30日	2018年 12月19日

第14期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)				
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
	(株)	(株)	(株)	(株)
普通株式	7,360	—	—	7,360

2. 配当に関する事項					
決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (千円)	基準日	効力発生日
2019年6月18日 取締役会	普通株式	736,000	100	2019年 3月31日	2019年 6月18日
2019年12月17日 取締役会	普通株式	368,000	50	2019年 9月30日	2019年 12月17日

（金融商品関係）

第13期 (自 2018年 4 月 1 日 至 2019年 3 月31日)	第14期 (自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月31日)																																																
1. 金融商品の状況に関する事項 (1) 金融商品に対する取組方針 当社は主として国内の機関投資家を顧客とする投資一任業務を行っております。財務体質を毀損させようおそれのある投機的な金融商品取引を行わないこととしております。 (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制 現金及び預金並びに営業債権である未収運用受託報酬は、預入先金融機関および顧客の信用リスクに晒されております。また、それらのうち外貨建てのものは為替の変動リスクに晒されております。 営業債務である未払費用のうち外貨建てのものは為替の変動リスクに晒されております。 顧客の信用リスクについては、顧客からの預り資産残高の推移等に基づいてモニターしております。 外貨建債権・債務については、その残高および為替相場の変動による影響を定期的にモニターしております。 2. 金融商品の時価等に関する事項 2019年 3 月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。	1. 金融商品の状況に関する事項 (1) 金融商品に対する取組方針 当社は主として国内の機関投資家を顧客とする投資一任業務を行っております。財務体質を毀損させようおそれのある投機的な金融商品取引を行わないこととしております。 (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制 現金及び預金並びに営業債権である未収運用受託報酬は、預入先金融機関および顧客の信用リスクに晒されております。また、それらのうち外貨建てのものは為替の変動リスクに晒されております。 営業債務である未払費用のうち外貨建てのものは為替の変動リスクに晒されております。 顧客の信用リスクについては、顧客からの預り資産残高の推移等に基づいてモニターしております。 外貨建債権・債務については、その残高および為替相場の変動による影響を定期的にモニターしております。 2. 金融商品の時価等に関する事項 2020年 3 月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。																																																
<table><tr><th></th><th>貸借対照表計上額 (千円)</th><th>時価 (千円)</th><th>差額 (千円)</th></tr><tr><td>(1) 現金及び預金</td><td>1,673,222</td><td>1,673,222</td><td>—</td></tr><tr><td>(2) 未収運用受託報酬</td><td>3,316,008</td><td>3,316,008</td><td>—</td></tr><tr><td>資産計</td><td>4,989,231</td><td>4,989,231</td><td>—</td></tr><tr><td>(1) 未払費用</td><td>2,096,913</td><td>2,096,913</td><td>—</td></tr><tr><td>負債計</td><td>2,096,913</td><td>2,096,913</td><td>—</td></tr></table>		貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)	(1) 現金及び預金	1,673,222	1,673,222	—	(2) 未収運用受託報酬	3,316,008	3,316,008	—	資産計	4,989,231	4,989,231	—	(1) 未払費用	2,096,913	2,096,913	—	負債計	2,096,913	2,096,913	—	<table><tr><th></th><th>貸借対照表計上額 (千円)</th><th>時価 (千円)</th><th>差額 (千円)</th></tr><tr><td>(1) 現金及び預金</td><td>2,150,439</td><td>2,150,439</td><td>—</td></tr><tr><td>(2) 未収運用受託報酬</td><td>2,958,539</td><td>2,958,539</td><td>—</td></tr><tr><td>資産計</td><td>5,108,979</td><td>5,108,979</td><td>—</td></tr><tr><td>(1) 未払費用</td><td>2,194,693</td><td>2,194,693</td><td>—</td></tr><tr><td>負債計</td><td>2,194,693</td><td>2,194,693</td><td>—</td></tr></table>		貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)	(1) 現金及び預金	2,150,439	2,150,439	—	(2) 未収運用受託報酬	2,958,539	2,958,539	—	資産計	5,108,979	5,108,979	—	(1) 未払費用	2,194,693	2,194,693	—	負債計	2,194,693	2,194,693	—
	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)																																														
(1) 現金及び預金	1,673,222	1,673,222	—																																														
(2) 未収運用受託報酬	3,316,008	3,316,008	—																																														
資産計	4,989,231	4,989,231	—																																														
(1) 未払費用	2,096,913	2,096,913	—																																														
負債計	2,096,913	2,096,913	—																																														
	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)																																														
(1) 現金及び預金	2,150,439	2,150,439	—																																														
(2) 未収運用受託報酬	2,958,539	2,958,539	—																																														
資産計	5,108,979	5,108,979	—																																														
(1) 未払費用	2,194,693	2,194,693	—																																														
負債計	2,194,693	2,194,693	—																																														

第13期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	第14期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)																
(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項 <u>資 産</u> (1) 現金及び預金、(2) 未収運用受託報酬 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 <u>負 債</u> (1) 未払費用 これは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 (注2) 金銭債権の決算日後の回収予定額 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>1年以内（千円）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現金及び預金</td><td>1,673,222</td></tr> <tr> <td>未収運用受託報酬</td><td>3,316,008</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>4,989,230</td></tr> </tbody> </table>		1年以内（千円）	現金及び預金	1,673,222	未収運用受託報酬	3,316,008	合計	4,989,230	(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項 <u>資 産</u> (1) 現金及び預金、(2) 未収運用受託報酬 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 <u>負 債</u> (1) 未払費用 これは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 (注2) 金銭債権の決算日後の回収予定額 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>1年以内（千円）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現金及び預金</td><td>2,150,439</td></tr> <tr> <td>未収運用受託報酬</td><td>2,958,539</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>5,108,979</td></tr> </tbody> </table>		1年以内（千円）	現金及び預金	2,150,439	未収運用受託報酬	2,958,539	合計	5,108,979
	1年以内（千円）																
現金及び預金	1,673,222																
未収運用受託報酬	3,316,008																
合計	4,989,230																
	1年以内（千円）																
現金及び預金	2,150,439																
未収運用受託報酬	2,958,539																
合計	5,108,979																

(退職給付関係)

第13期
(自 2018年4月1日
至 2019年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度を採用しております。

退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	574,189 千円
退職給付費用	304,414 千円
退職給付の支払額	△109,355 千円
制度への拠出額	－ 千円
退職給付引当金の期末残高	769,248 千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	－ 千円
年金資産	－ 千円
	－ 千円
非積立型制度の退職給付債務	769,248 千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	769,248 千円
退職給付に係る負債	769,248 千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	769,248 千円

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	304,414 千円
----------------	------------

第14期
(自 2019年4月1日
至 2020年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度を採用しております。

退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	769,248 千円
退職給付費用	228,471 千円
退職給付の支払額	△249,272 千円
制度への拠出額	－ 千円
退職給付引当金の期末残高	748,447 千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	－ 千円
年金資産	－ 千円
	－ 千円
非積立型制度の退職給付債務	748,447 千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	748,447 千円
退職給付に係る負債	748,447 千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	748,447 千円

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	228,471 千円
----------------	------------

(税効果会計関係)

第13期 (2019年3月31日)	第14期 (2020年3月31日)																																																																										
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 繰延税金資産 <table> <tr><td>未払事業税</td><td>20,349 千円</td></tr> <tr><td>未払費用</td><td>55,123 千円</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td>42,444 千円</td></tr> <tr><td>長期未払費用</td><td>31,770 千円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td>197,603 千円</td></tr> <tr><td>実績連動報酬</td><td>42,723 千円</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金</td><td>24,487 千円</td></tr> <tr><td>資産除去債務</td><td>22,637 千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>74 千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td>437,214 千円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td>— 千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td>437,214 千円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債</td><td></td></tr> <tr><td>資産除去債務</td><td>— 千円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td>— 千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td>437,214 千円</td></tr> </table> 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 <table> <tr><th></th><th>当事業年度 (2019年3月31日)</th></tr> <tr><td>法定実効税率</td><td>30.6%</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金算入されない項目</td><td>1.3%</td></tr> <tr><td>その他</td><td>0.6%</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>32.5%</td></tr> </table>	未払事業税	20,349 千円	未払費用	55,123 千円	賞与引当金	42,444 千円	長期未払費用	31,770 千円	退職給付引当金	197,603 千円	実績連動報酬	42,723 千円	役員退職慰労引当金	24,487 千円	資産除去債務	22,637 千円	その他	74 千円	繰延税金資産小計	437,214 千円	評価性引当額	— 千円	繰延税金資産合計	437,214 千円	繰延税金負債		資産除去債務	— 千円	繰延税金負債合計	— 千円	繰延税金資産の純額	437,214 千円		当事業年度 (2019年3月31日)	法定実効税率	30.6%	(調整)		交際費等永久に損金算入されない項目	1.3%	その他	0.6%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.5%	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 繰延税金資産 <table> <tr><td>未払事業税</td><td>19,529 千円</td></tr> <tr><td>未払費用</td><td>30,979 千円</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td>44,598 千円</td></tr> <tr><td>長期未払費用</td><td>22,394 千円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td>229,174 千円</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金</td><td>28,027 千円</td></tr> <tr><td>資産除去債務</td><td>22,637 千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>85 千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td>397,427 千円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td>— 千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td>397,427 千円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債</td><td></td></tr> <tr><td>資産除去債務</td><td>— 千円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td>— 千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td>397,427 千円</td></tr> </table> 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	未払事業税	19,529 千円	未払費用	30,979 千円	賞与引当金	44,598 千円	長期未払費用	22,394 千円	退職給付引当金	229,174 千円	役員退職慰労引当金	28,027 千円	資産除去債務	22,637 千円	その他	85 千円	繰延税金資産小計	397,427 千円	評価性引当額	— 千円	繰延税金資産合計	397,427 千円	繰延税金負債		資産除去債務	— 千円	繰延税金負債合計	— 千円	繰延税金資産の純額	397,427 千円
未払事業税	20,349 千円																																																																										
未払費用	55,123 千円																																																																										
賞与引当金	42,444 千円																																																																										
長期未払費用	31,770 千円																																																																										
退職給付引当金	197,603 千円																																																																										
実績連動報酬	42,723 千円																																																																										
役員退職慰労引当金	24,487 千円																																																																										
資産除去債務	22,637 千円																																																																										
その他	74 千円																																																																										
繰延税金資産小計	437,214 千円																																																																										
評価性引当額	— 千円																																																																										
繰延税金資産合計	437,214 千円																																																																										
繰延税金負債																																																																											
資産除去債務	— 千円																																																																										
繰延税金負債合計	— 千円																																																																										
繰延税金資産の純額	437,214 千円																																																																										
	当事業年度 (2019年3月31日)																																																																										
法定実効税率	30.6%																																																																										
(調整)																																																																											
交際費等永久に損金算入されない項目	1.3%																																																																										
その他	0.6%																																																																										
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.5%																																																																										
未払事業税	19,529 千円																																																																										
未払費用	30,979 千円																																																																										
賞与引当金	44,598 千円																																																																										
長期未払費用	22,394 千円																																																																										
退職給付引当金	229,174 千円																																																																										
役員退職慰労引当金	28,027 千円																																																																										
資産除去債務	22,637 千円																																																																										
その他	85 千円																																																																										
繰延税金資産小計	397,427 千円																																																																										
評価性引当額	— 千円																																																																										
繰延税金資産合計	397,427 千円																																																																										
繰延税金負債																																																																											
資産除去債務	— 千円																																																																										
繰延税金負債合計	— 千円																																																																										
繰延税金資産の純額	397,427 千円																																																																										

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社として使用する事務所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から5年から15年と見積り、割引率は0.5%から1.9%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	第13期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	第14期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
期首残高	73,931千円	73,931千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	－千円	－千円
時の経過による調整額	－千円	－千円
資産除去債務の履行による減少額	－千円	－千円
その他増減額（△は減少）	－千円	－千円
期末残高	73,931千円	73,931千円

(セグメント情報等)

〔セグメント情報〕

第13期（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

なお、前事業年度についても当社は資産運用業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

〔関連情報〕

第13期（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

資産運用業のサービスに関する外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	ケイマン	その他	合計
10,240,220	1,610,834	120,820	11,971,874

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
ジブラルタ生命保険株式会社	5,651,929	資産運用業
プルデンシャル生命保険株式会社	1,611,139	資産運用業

〔セグメント情報〕

第14期（自2019年4月1日 至2020年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

なお、前事業年度についても当社は資産運用業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

〔関連情報〕

第14期（自2019年4月1日 至2020年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

資産運用業のサービスに関する外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	ケイマン	その他	合計
10,937,522	1,004,332	187,904	12,129,759

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
ジブラルタ生命保険株式会社	5,989,654	資産運用業
プルデンシャル生命保険株式会社	1,692,144	資産運用業

(関連当事者情報)

第13期（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有〔被所有〕割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	Prudential Financial, Inc.	Broad Street, Newark, New Jersey, USA	6百万米ドル	金融サービス業	〔被所有〕間接100%	親会社株式によるストック・オプション等（注1）	福利厚生費	69,591	未払費用	557
									長期未払費用	67,125

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有〔被所有〕割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	プルデンシャル生命保険株式会社	東京都千代田区永田町	29,000百万円	生命保険業	無し	投資顧問契約	運用受託報酬の受取（注2）	1,611,139	未収運用受託報酬	458,256
親会社の子会社	ジブラルタ生命保険株式会社	東京都千代田区永田町	75,500百万円	生命保険業	無し	投資顧問契約	運用受託報酬の受取（注2）	5,651,929	未収運用受託報酬	1,469,795
親会社の子会社	PGIM, Inc.	Broad Street, Newark, New Jersey, USA	98米ドル	投信・投資顧問業	無し	投資顧問業務の再委託契約等	投資顧問報酬の支払（注2）	5,873,188	未払費用	1,753,121
						サービス契約	サービス料	116,825	未収収益	33,206

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引の条件及び取引条件の決定方針等

（注1）親会社株式によるストック・オプション等とは、過年度におけるストック・オプション行使コスト等及び制限株式費用と同様の内容であります。

（注2）運用受託報酬及び投資顧問報酬の収受については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

2. 親会社に関する注記

Prudential Financial, Inc.（ニューヨーク証券取引所に上場）

Prudential International Investments Company, LLC

第14期（自2019年4月1日 至2020年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有〔被所有〕割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	Prudential Financial, Inc.	Broad Street, Newark, New Jersey, USA	6百万米ドル	金融サービス業	〔被所有〕 間接100%	親会社株式によるストック・オプション等 (注1)	福利厚生費	46,179	未払費用	339
									長期未払費用	85,003

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有〔被所有〕割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	ブルデンシャル生命保険株式会社	東京都千代田区永田町	29,000百万円	生命保険業	無し	投資顧問契約	運用受託報酬の受取 (注2)	1,692,144	未収運用受託報酬	479,082
親会社の子会社	ジブラルタ生命保険株式会社	東京都千代田区永田町	75,500百万円	生命保険業	無し	投資顧問契約	運用受託報酬の受取 (注2)	5,989,654	未収運用受託報酬	1,588,512
親会社の子会社	PGIM, Inc.	Broad Street, Newark, New Jersey, USA	98米ドル	投信・投資顧問業	無し	投資顧問業務の再委託契約等	投資顧問報酬の支払 (注2)	5,732,208	未払費用	1,746,303
						サービス契約	サービス料	122,584	未収収益	30,918

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引の条件及び取引条件の決定方針等

（注1）親会社株式によるストック・オプション等とは、過年度におけるストック・オプション行使コスト等及び制限株式費用と同様の内容であります。

（注2）運用受託報酬及び投資顧問報酬の収受については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

2. 親会社に関する注記

Prudential Financial, Inc.（ニューヨーク証券取引所に上場）

Prudential International Investments Company, LLC

（１株当たり情報）

第13期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	第14期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額 266,044.63円	1株当たり純資産額 303,381.96円
1株当たり当期純利益 179,330.68円	1株当たり当期純利益 187,337.33円
(注) 1株当たり純利益金額の算定上の基礎は、 以下のとおりであります。	(注) 1株当たり純利益金額の算定上の基礎は、 以下のとおりであります。
当期純利益 1,319,873千円	当期純利益 1,378,802千円
普通株主に帰属しない金額 一千円	普通株主に帰属しない金額 一千円
普通株式に係る当期純利益 1,319,873千円	普通株式に係る当期純利益 1,378,802千円
期中平均株式数 7,360株	期中平均株式数 7,360株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益につ いては、潜在株式が存在しないため記載しており ません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益につ いては、潜在株式が存在しないため記載しており ません。

中間財務諸表

（１）中間貸借対照表

（単位：千円）

第15期中間会計期間 (2020年9月30日)		
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		2,033,008
前払費用		74,487
立替金		12,299
未収委託者報酬		136,640
未収運用受託報酬		3,001,557
未収収益		59,892
その他流動資産		1,901
流動資産合計		5,319,787
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	*1	199,355
器具備品	*1	86,151
有形固定資産合計		285,507
無形固定資産		
ソフトウェア		98,340
無形固定資産合計		98,340
投資その他の資産		
差入保証金		9,972
繰延税金資産		520,832
投資その他の資産合計		530,804
固定資産合計		914,652
資産合計		6,234,439

(単位：千円)

 第15期中間会計期間
(2020年9月30日)

負債の部

流動負債

未払金		88,062
未払手数料		13,212
その他未払金		74,850
未払費用		1,938,141
未払法人税等		441,688
未払消費税等	*2	196,601
預り金		17,454
賞与引当金		437,462
役員賞与引当金		42,045
その他流動負債		123

 流動負債合計 3,161,579

固定負債

長期未払費用		155,171
退職給付引当金		832,705
役員退職慰労引当金		12,009
資産除去債務		73,931

 固定負債合計 1,073,817

 負債合計 4,235,396

(単位：千円)

第15期中間会計期間
(2020年9月30日)

純資産の部

株主資本

資本金 219,000

資本剰余金 149,000

資本準備金 149,000

利益剰余金 1,631,042

利益準備金 54,750

その他利益剰余金 1,576,292

繰越利益剰余金 1,576,292

株主資本合計 1,999,042

純資産合計 1,999,042

負債・純資産合計 6,234,439

（２）中間損益計算書

（単位：千円）

		第15期中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
営業収益		
委託者報酬		905,707
運用受託報酬		5,119,576
その他営業収益		95,552
営業収益計		6,120,836
営業費用		
支払手数料		32,641
広告宣伝費		5,980
調査費		3,238,635
調査費		188,487
委託調査費		3,049,523
図書費		624
営業雑経費		15,385
通信費		4,051
印刷費		1,645
協会費		8,434
諸会費		1,254
営業費用計		3,292,643
一般管理費		
給料		1,103,543
役員報酬		26,435
給料・手当		740,330
賞与		26,062
賞与引当金繰入		291,810
役員賞与引当金繰入		18,904
福利厚生費		117,764
交際費		916
旅費交通費		338

(単位：千円)

		第15期中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
水道光熱費		2,277
租税公課		31,807
不動産賃借料		89,758
退職給付費用		100,377
役員退職慰労引当金繰入		71,483
募集費		7,162
固定資産減価償却費	*1	45,418
業務委託費		191,381
専門家報酬		23,294
消耗器具備品費		2,615
諸経費		18,675
一般管理費計		1,806,814
営業利益		1,021,379
営業外収益		
受取利息		131
営業外収益計		131
営業外費用		
為替差損		7,019
営業外費用計		7,019
経常利益		1,014,491
税引前中間純利益		1,014,491
法人税、住民税及び事業税		414,944
法人税等調整額		△123,404
中間純利益		722,951

注記事項

（重要な会計方針）

	第15期中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
1. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しております。ただし、2017年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
2. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 なお、当社は従業員300人未満の企業に該当することから、簡便法を適用し、退職一時金制度について退職給付に係る当中間会計期間末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法によっております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(中間貸借対照表関係)

第15期中間会計期間 (2020年9月30日)		
※1	減価償却累計額	270,957千円
	有形固定資産	
	建物附属設備	172,224千円
	器具備品	98,732千円
※2	消費税等の取扱い	
	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺の うえ、未払消費税等として表示しており ます。	

(中間損益計算書関係)

第15期中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)		
※1	減価償却実施額	45,418千円
	有形固定資産	20,654千円
	無形固定資産	24,763千円

（金融商品関係）

第15期中間会計期間
(2020年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

2020年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	2,033,008	2,033,008	—
(2) 未収運用受託報酬	3,001,557	3,001,557	—
資産計	5,034,565	5,034,565	—
(1) 未払費用	1,938,141	1,938,141	—
負債計	1,938,141	1,938,141	—

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 未払費用

これは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(資産除去債務関係)

第15期中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	
資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの	
当該資産除去債務の総額の増減	
当事業年度期首残高	73,931千円
有形固定資産の取得に伴う 増加額	－千円
時の経過による調整額	－千円
資産除去債務の履行による 減少額	－千円
その他増減額（△は減少）	－千円
当中間会計期間末残高	73,931千円

(セグメント情報等)

〔セグメント情報〕

第15期中間会計期間（自2020年4月1日 至2020年9月30日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

第15期中間会計期間（自2020年4月1日 至2020年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

資産運用業のサービスに関する外部顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	ケイマン	その他	合計
5,522,086	456,649	142,101	6,120,836

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
ジブラルタ生命保険株式会社	3,094,719	資産運用業
プルデンシャル生命保険株式会社	841,495	資産運用業

（１株当たり情報）

第15期中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	
1株当たり純資産額	271,609.09円
1株当たり中間純利益金額	98,227.13円
(注) 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎 は、以下のとおりであります。	
中間純利益	722,951千円
普通株主に帰属しない金額	一千円
普通株式に係る中間純利益	722,951千円
期中平均株式数	7,360株
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 については、潜在株式が存在しないため記載して おりません。	

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- （１）自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- （２）運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- （３）通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）、（５）において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- （４）委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- （５）上記（３）、（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- （１）定款の変更
定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- （２）訴訟事件その他の重要事項
委託会社および当ファンドに重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）受託銀行

名 称：株式会社りそな銀行

資本金の額：279,928百万円（2020年9月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

＜参考＞再信託受託会社の概要

名 称：株式会社日本カストディ銀行

資本金の額：51,000百万円（2020年9月末現在）

業務の概要：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原投資信託契約に係る信託事務の処理の一部（投資信託財産の管理）を原信託受託会社（株式会社りそな銀行）から再信託受託会社（株式会社日本カストディ銀行）へ委託するため、原投資信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

（2）販売会社

名称	資本金の額 (2020年9月末現在)	事業の内容
野村證券株式会社 ※	10,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
S M B C 日興証券株式会社	10,000百万円	
岡三証券株式会社	5,000百万円	
キャピタル・パートナーズ証券株式会社	1,000百万円	
フィデリティ証券株式会社	10,007百万円	
株式会社 S B I 証券	48,323百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	
みずほ証券株式会社 ※	125,167百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
三井住友信託銀行株式会社 ※	342,037百万円	

※ 野村證券株式会社、みずほ証券株式会社、三井住友信託銀行株式会社は、受益権の募集の取扱いはいりません。

2【関係業務の概要】

（1）受託銀行における関係業務の概要

投資信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の処理の一部につき株式会社日本カストディ銀行に委託することができます。

（2）販売会社における関係業務の概要

受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、一部解約金および償還金の支払い等を行います。

3【資本関係】

委託会社と上記関係法人間に資本関係はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において、次の書類を提出しています。

2020年3月10日	有価証券届出書
2020年3月10日	有価証券報告書
2020年9月10日	半期報告書
2020年9月10日	有価証券届出書

独立監査人の監査報告書

2020年6月12日

PGIMジャパン株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 奈良昌彦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 久保直毅
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているPGIMジャパン株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、PGIMジャパン株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１． 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２． XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年2月24日

PGIMジャパン株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 久保直毅
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているPRU海外債券マーケット・パフォーマーの2019年12月11日から2020年12月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、PRU海外債券マーケット・パフォーマーの2020年12月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、PGIMジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚

起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

PGIMジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （※） 1. 上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2020年12月15日

PGIMジャパン株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 奈良昌彦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 久保直毅
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているPGIMジャパン株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第15期事業年度の中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、PGIMジャパン株式会社の2020年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体としての中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） １． 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２． XBRLデータは監査の対象には含まれていません。